

第三十四回国会 地方行政委員会 議 録 第三十一号

昭和三十五年五月十七日(火曜日)
午前十時五十分開議

出席委員

委員長代理 理事飯塚 定輔君
理事瀨田 彌三君 理事田中 榮一君
理事渡海 元三郎君 理事加賀田 進君
理事阪上 安太郎君 理事門司 亮君

天野 光晴君 生田 宏一君
加藤 精三君 龜山 孝一君
川崎 末五郎君 床次 徳二君
山口 六郎次君 山崎 巖君
川村 繼義君 佐野 憲治君
野口 忠夫君 安井 吉典君
大矢 省三君

出席國務大臣 石原幹市郎君
出席府縣議員 柏村 信雄君
警 察 庁 長 官 中川 董治君
警 察 庁 刑 事 局 長 木村 行蔵君
警 察 庁 保 安 局 長 江口 俊男君
警 察 庁 警 備 局 長 秋山 武夫君
警 察 庁 警 備 局 長 國友 弘康君
警 察 庁 保 安 局 長 増井正次郎君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君

警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君

警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君

警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君

警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君

警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君

警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君

警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君

警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君

警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君

警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君

警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君

警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君

警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君

警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君

警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君

警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君

警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君

警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君

警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君

警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君

警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君

警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君

警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君

警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君

大規模償却資産に対する固定資産税
課税の改正に関する請願(増田甲子
七君紹介)(第三九五九号)
国の委任事務に関する請願(山中貞
則君紹介)(第三九六〇号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
道路交通法案(内閣提出第五八号)
(参議院送付)
警察に関する件

〇飯塚委員長代理 これより会議を開
きます。
濱地委員長には本日病氣のため御出
席できませんので、その指名によりま
して私が委員長の職務を行ないます。
道路交通法案を議題といたします。
この際、道路交通法案審査小委員長の
報告を求めます。小委員長代理田中榮
一君。

〇田中(榮)委員 ただいま報告を求め
られました道路交通法案審査小委員会
における審査の経過並びに結果につ
き御報告申し上げます。
本小委員会は、道路交通法案が道路
交通の基本法たる性格を有するもので
あり、かつ国民の日常生活に及ぼす影
響が重大であることにかんがみ、審査
に万全を期するため去る四月十五日設
置、小委員十一名が選任せられました
。五月九日第一回の小委員会を開
き、自來昨十六日まで六回にわたって
開会し熱心に審査を続行したのであり
ます。

質疑は各条文にわたり、政府当局の
説明並びに答弁を聴取しつつ詳細かつ
熱心に行なわれ、道路交通行政の根本
問題にも触れて広範多岐な論議が行な
われたのであります。
審査におけるおもな論点を申し上げます
と次の通りであります。
一、歩行者の法規違反に対する罰則
が付けられていないこと、駅構内等
における通行区分の規制を欠いているこ
と等、歩行者に対する交通規制が不十
分ではないか。二、交通モニター制度
を採用してはどうか。交通安全協会の
刷新強化等民間の協力を推進すべきで
はないか。三、道路工事の際の交通規
制とその道路標識もしくは標示のあ
り方をいかにすべきか。四、交通ひん
びんな地域及び時間において列をなし
て走行する大型バス等の走行間隔を規
制すべきではないか。五、追い越しの
際、相手の確認を得るようにはすべきで
はないか、その方式いかに。六、緊急
自動車の指定基準を明確かつ厳格にす
べきではないか。七、交差点における
車両の優先順位を道路について指定し
てはどうか。八、バス等の乗車定員に
ついては実情を考慮して規制を行な
うべきではないか。九、自動車の車体
検査及び登録の事務は公安委員会の所
管に移すべきではないか。十、車両等
の運転に際し酒気帯び運転の禁止を飲
酒運転の禁止に改めるべきではないか
。十一、泥よけ器の装着も法的に義
務づけるべきではないか。十二、車両
等の運行を管理する者の認定が困難で
はないか、また道路運送法一部改正

案における運行管理者と本案における
車両等の運行を管理する者との概念の
差異を明確にすべきではないか。十
三、公安委員会の行なう道路交通に關
する調査の結果を関係官庁に報告すべ
し意見を付して通知するよう規定すべ
きではないか。十四、罰則の強化が雇
用運転者の負担能力にとって過重でな
いか、また過労運転等、主として雇用
者の責任に属する事案に対しては罰則
の適用上情状酌量する考えであるか。
などの諸点のほか、道路の不法使用に
関する諸問題、自動車教習所の指定基
準をめぐる諸問題等について活発な論
議が行なわれたのであります。

去る十二日には日本社会党及び民主
社会党所属の委員より修正すべき事項
もしくは附帯決議を付すべき問題点と
しておよそ次のごとき意見が提示され
ました。

一、公安委員会に信号機設置義務
を課すること。二、児童の登下校の際
における保護規定を明文化するこ
。三、追い越しの場合、前車の確認を得
て通行すること。四、緊急自動車の優
先に関する規定に消防自動車の特例を
明記すること。五、酒気帯び運転の禁
止を飲酒運転の禁止に改めること。
六、七十条の安全運転の一般原則に關
する基準を明確化し、その乱用を防止
すること。七、運転者の遵守事項中、泥
よけ器をつけた後は徐行する等の規定
を厳守せしめること。八、自動車教習
所の指定については等級を設け、かつ
運転免許試験の全部免除もできるよう

同(田中榮一君紹介)(第三九四号)
同(原田憲君紹介)(第三八二四号)
同(田中榮一君紹介)(第三九〇八
号)
同外二件(中山マサ君紹介)(第三九
〇九号)
同(田中榮一君紹介)(第三九五八
号)

五月十六日
古物営業法の一部改正に関する請願
外二件(田中榮一君紹介)(第三七四
一号)

警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君

警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君

警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君

警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君
警 察 庁 保 安 局 長 中村 隆則君

に改めること。九、公安委員会の行なう道路交通に関する調査の結果を関係官庁に意見を付して通知するよう規定すること。十、道路交通に関する行政処分等についての苦情処理機関ないし交通審判所のごときものを設置すること。十一、法文の表現の平易化をはかるため「当該」等の字句を整理すること。十二、運転者に対する罰則は過酷であるので軽減すること。等でありました。

なお、右のほか、委員諸君から交通モニター制度の採用を附帯決議に加えるべきであるとの意見がありました。

次いで、これらの意見に対して政府当局の見解を聴取したのであります。が、当局は、道路交通行政の総合化については、行政機関相互間の連絡調整の徹底及びそのための機関の設置を積極的に推進する。また、交通道徳の確立と交通法令の周知徹底については、国民運動の展開、学校教育を通ずる交通知識の普及等に万全を期する。さらに自動車教習所の指定基準の政令については、委員会の趣旨に沿って適正な基準を定め、その案をあらかじめ委員会に提示するつもりである等の答弁がありました。

かくして小委員会としては、昨十六日各委員の間において協議検討の結果、大要次のごとき趣旨の修正案並びに附帯決議案を作成し、これを本委員会において採択すべきものとの結論に達したのであります。

まず、修正案については、第一に、公安委員会は信号機設置の権能を有するのみにとどまらず、いやくも必要と認められる場所については、積極的に

にその設置に努力しなければならない旨を規定して、その責任と義務を明確にすることでありました。

第二に、児童または幼児の登下校における交通事故の頻発にかんがみ、特に誘導、合図等の措置をとる必要があると認められる場所については、警察官のみならず、いわゆる緑のおばさんのごとき人々もこれらの措置をとることによつて学童、幼児の保護に当たることが強く要請される旨を法的に規定しようとするのであります。

第三に、公安委員会の行なう道路交通に関する調査の規定につき、これを単に調査にとどめず、必要と認めるときは、公安委員会は意見を付してその調査の結果を道路の管理者または関係行政庁に通知することにより、道路交通の安全と円滑に資せようとするものであります。

次に、本案が可決せられる時、本案に対して付されるべき附帯決議案は次の通りであります。

(案)

道路交通法案に対する附帯決議

本法の制定に伴い政府は次の諸点についてすみやかに適切な対策を講ずべきである。

- 一、警察庁、運輸省、建設省、文部省、労働省、通商産業省等交通に關係のある行政機関相互間の連絡調整を徹底して、総合的な道路交通行政の実現を期するとともに、これら関連行政の調整のために内閣に強力な機関を設置すること。
- 一、交通道徳の確立と交通法令の普及を図るため、とくに次の方策を講じてその徹底を期すること。

1 遵法精神を昂揚するための国民運動を展開すること。とくに車両の運転者、道路の利用者等本法に關係の深い者に対しては、法の趣旨及び内容の周知徹底につとめること。

2 学校教育を通じて、学童に対して交通知識の普及を図ること。

一、道路交通の円滑、事故の防止並びに危害の予防を徹底するため、とくに次の事項について積極的な対策を講じ、その実現を期すること。

1 学童、幼児の登、下校の際における保護の徹底を期するため、所要の行政措置を講ずること。

2 都道府県単位又は地区別に交通事故防止のための組織あるいはモニター制度を採用する等、国民の協力態勢を確立すること。

3 泥はねによる被害を防止するため、道路の補修の促進、徐行運転の励行、泥よけ装置の設置等につき積極的に措置すること。

一、信号機、道路標識等の設置を促進し、交通上必要と認められる箇所については、必ずこれを設置するようににつとめること。

一、安全運転の一般原則に関する基準を設定してその運用に慎重を期すること。

一、乗車定員の規制については、実情を勘案し、その運用につき慎重を期すること。

一、自動車教習所の指定基準の設定については、その規模、要員の資格要件、教習の内容等をとくに考

慮して適正な基準を確立し、積極的に自動車教習所の質的向上を図ること。

一、交通に関する行政処分等についての苦情処理機関の設置を検討すること。

一、飲酒運転の危険性にかんがみ、本法の運用を通じてその防止の徹底を期すること。

一、交通警察の充実及びその運営の合理化を図るため、交通警察官の資質の向上及びその増員、ならびに交通警察に関する予算の増額等の措置を講ずること。

一、雇用者及び車両等の運行を管理する者の義務に関する規定については、この規定の趣旨を実現しうるようその運用の適正を期すること。

右決議する。

右御報告いたします。

○飯塚委員長代理 以上をもちまして小委員長の報告は終わりました。

○飯塚委員長代理 道路交通法案に対する質疑を継続いたします。門司委員。

○門司委員 すでに同僚委員からかなり詳細にわたつて質問がされておりますので、できるだけ簡単に二、三の点についてお尋ねしたいと思ひます。が、最初に聞いておきたいと思ひますのは、今運輸委員会に道路運送法の一部改正がかけられておるようでありますが、この中で車庫に対する警察官の立ち入り検査等が問題になつておるようであります。これについて警察側で立ち入り検査をしても間違ひは起こさないといふことができるかどうか

かといふことをこの際聞いておきたいと思ひます。

○木村(行)政府委員 あるいはお聞き違ひいたしておるかもしれませんが、現在の道運法の一部改正の案の中には警察官の立ち入り権限を新たに書いてございませぬ。

○門司委員 それが入っていないけれどもいいと思ひますが、私は大体をうううに理解しておつたのです。

それに関連をして聞いておきたいと思ひますことは、御承知のように車庫が十分になくて道路にたくさん自動車が置かれております。それは今度のこの改正法でも実際問題としてなかなか解決がつかぬと思ひます。ことに多いのは裏通りの道路の狭いところにかくさんの車が置いてある。広いところは交通がひんぱんだからなかなか置けない。それからそういう個人の関係は割合少ないので、ないと私は思ひますが、實際朝の四時から五時くらいに一応見てみると、ほとんど町の道路という道路の端に車の置いてないところは少ない。おそらくあれば車庫がないのじゃないかと私は考へる。これが朝の何にも通らない三時から四時ころあして並んでおるといふのなら大して交通に支障はないけれども、仕事の都合によつては朝から置っぱなしになつておるものが相当多いと思ひます。こういうものに対する整理はこの法律でどういふ形で行なわれておるのか、それを明らかにしていただきたいと思ひます。

○木村(行)政府委員 一応この法案では四十五条の第二項で、道路の右側には三・五メートル以上の余地がない場所においては駐車してはならないという規定を考へておりますが、この規定の

運用にあたりまして、ただいま門司委員から御指摘がありましたように、相当の違反の実態が、この法案がかりに施行される場合には出てくると思ふのです。それらにつきましても、結局その他の行政措置というよりなことが当然なるべきであらうと思ふます。たとえば共同駐車場を作るなり、あるいはその他の方法によって、できるだけ違反が起らぬように予防措置を関係の向きとも十分相談いたしまして、その後なおかつ、またこの規定に対する違反があり得る場合には、できるだけ予防的に注意しながら、さらにどうして、この規定を適用していきたいと考えております。

○門司委員 これはどうしても聞かないといひましても、経済的問題と地理的問題があるのです。一つの商社が、ほかに家も持っていないければその付近に場所もない、しかし車は持っているというものが今は今の状態だと思ふ。これを片づけるには、今のお話のようなことだけでは実質的問題として私は片づかぬと思ふのです。だから法律はできたが、いつまでたっても事実上の運用は非常に困難だ。そうすると、いつの間にか条文が空文化してしまつて、既成の事実というものはどうしても強制することができないといふのが、私はこの種の法律の現状だと思ふのです。だから、それに対して今のような答弁でよろしいかどうかといふことは、私にはかなり疑問があるのですが、何かほかに考え方はありませんか。ただ注意をするといひましても、これはなかなか受け入れる方で受け入れられないと思ふのです。おまけに

何か規定によりますると、かなり広い場所であれば車庫というよりなものも認可が与えられない。そういう場所はなかなか都会のまん中に見つからぬと思ふ。今日までそれが野放しになつておるといふ形で、急にこれをやつてみたところで、それなら車を置くところのない商店では、車を売る以外にはないといふことになると思ふ。そして今のお話のように共同の駐車場でもこしらへるということになりまして、これもなかなかそういたくさんの車を集めるような場所が都会の適当な場所にあるかどうかといふことは疑問なんです。だからこの辺は、どうでしよう、法律はこしらへたが実際はうまくいかぬといふことになると思ふのです。何かもう少しはつきりした話がありませんか。

○柏村政府委員 実は青空車庫につきましては、ああいうものを一掃するたぐひに、今局長から申し上げました三・五メートル以上あるようなところにおいても、青空車庫的なものは一掃する必要があるのでないか、車庫のない者は車を所有できないようにしたらどうかといふようなきびしい御意見もあつたわけでございますが、これに對しましては、直ちにそこまでは参り得ないといふことを申し上げておたわけでございますけれども、現行法におきまして、三・四メートルの余地を残す場所であれば駐車してはならないといふことに相なつております。今度三・五メートルといふことにいたしましたわけでございますが、この運用につきましても、確かに非常に困難な地域もあるかと思ひますが、大部分のところにつきましては、ただいま局長

が申し上げたように、関係方面とも十分連絡をとり、また指導、督促をいたしまして、所期の目的を達成するように極力努力をいたしたいといふつもりでおるわけでございます。

○門司委員 それ以上追及しても、これは実際の問題として私はなかなか困難と思ひますが、それについては一つぜひ法があまり無理のない程度で実効の上がるようなことを考えてもらいたいと思ひます。その点を一つ申し上げておきます。

その次に聞いておきたいと思ひますことは、例の事故防止の関係ですが、この間からいろいろ私聞きましたときに御答弁もあつたのでありますが、踏み切りその他の事故を防ぐために、この前の委員会で申し上げましたように、何かいゝゆる軌道を走つてくる車に合図をするような処置を明確にとつていきたい。これは運輸省の方では御存じだと思ひますが、運輸省の何の規則でしたか、私は二十八条九条のようないふのが、実はそこに例のバスや何かについては発煙筒のようなものを持つていなければならぬといふ規定があるわけでありまして、そうすると、車両の一部には運輸省の規定でそういうものが実行されているか、さうでないかわかりませんが、とにかく交通の安全のために一応そういうことが考へられておる。この規定を大体全部の車両——自転車やなんかこまかいのは大して影響はないと思ひますが、一応四つの車あるいは三つの車を持つていふものまで適用のできるように広げるといふわけにはいかないですか。

○國友政府委員 事故防止のための赤い旗とか、注意をいたすべきものを、事業用自動車については持たせるように運輸規則で制定しているのをごさいます。これは道路運送法に基づきまして省令でありまして、道路運送法は、実は自家用全部についてそういうことを規定する権限は与えられておりませんので、自家用を含めまして全部についてそういうような措置をいたすまでは実は立ち至つておりません。ところが、現在は自動車運送事業等運輸規則に、旅客の事業用自動車についてはそういうものを所持するように措置をしておるのが運輸省の現状でございます。

○門司委員 要するに旅客運送をするバスについては非常に問題が大きいものですが、同じ事故についても人間の損傷がかなり大きいために、そういう措置を私はとつていふと思ふ。それはバスだけでなく、起るものは同じことですから、やはりできれば何かの措置をとられて、そして最大限度に譲つても、少なくとも一人の力で押したり引いたりしても動かない——具体的に言いますと、一人で動かせる、あるいは助手と二人くらいで押せばどうにかなるという車なら大した影響はないと思ひますが、荷物を積んだ車はなかなかさうはいかぬと思ひますので、ぜひ一つ、今のような運輸省に幸い規定がありましますので、これをもう少し幅を広げて考へてもらふ。そしてそれは義務づけなくても、私は大した負担にはならぬと思ふ。たとえば発煙筒一つ考へてみましても、これは中の火薬は一年か二年目くらいに取りかえればよろしいのであつて、そんなに大きな負担にはならぬと思ふ。そして見通しのきかないような場所、かりに踏み切りで

事故があつても、ある程度こりいこうとで押えられるのじゃないか。踏み切りの大きな事故を見ていると、ほとんど運転手は承知している。しかし車が大いなのと重量があるのでどうにもならない。どうにもならないので結局衝突する。要するに意識した衝突です。片方の軌道の方の運転手も一意識しているのです。しかし、急ブレーキをかけても間に合わないといふことであつて、何らかの形で防防止すればできるものを、お互いに事故が起るのだといふことを意識しながら、とうとう事故を起してしまつていふのが今日の現状だと思ふ。これは人間の意識で解決することですから、処置よろしきを得ればこれは解決できると思ふ。どうせむずかしい問題ではないと思ふのです。だから、事故防止のために、ぜひさういふものを何かの規定の中にはつきり入れてこれを厳守させる。車の持ち主も、さつき申し上げたように大した負担にはならないと思ふ。だから、これは運輸省からでもどちらからでもよろしゅうございませうが、この辺、もう少しはつきりした御答弁を一つ願ひたい。

○木村(行)政府委員 門司委員のただいまのお話につきまして、事故防止の観点から実際非常に必要であつたといふ事例もあるわけでありまします。ことに御趣旨もつともだと思ひます。従ひまして、これにつきましては、特に踏み切り事故防止の重要な一環といたしまして、できる限り自家用の自動車についても、その機件について、行政指導によつてできるだけ奨励して参りたいと思つております。

○門司委員 これは特にトラックやなんかの大きなもので動きのとれないものについては、至急一つ考えていただきたいと思う。私は行政措置くらいではなかなかおさまらぬと思います。よりやらぬと思います。何らかの処置が必要だと思ひます。義務づけることが必要だと思ひます。今これができないければ、一つできるだけ考えていただいて、そしてこの規定は何も警察だけが考えるのじゃなくて、私は運輸省の方の考え方がはつきりすれば、そうむずかしい問題にはならぬと思うのですけれども、今の局長のお話では、どうもそこまで考えられていないというような御答弁のようでありまして、そうものをおまわり廻りに考えないで、できれば一つ運輸省の規定なりどこかで義務づけてもらひたい。これは警察の方でもやればできないことはないと思ひますが、車両に関する問題だから、あるいは運輸省の方では、おれの方のなわ張りだとおしやるかもしれないが、特に警察の行政指導と相俟つて、運輸省では、将来できるだけ早い機会に規則か何かの形でやっていたら、今もって例の花月園前の踏み切りでは、何回も事故をやる。防げば防げると思ひますが、どうしてもそれができない。そうして大きな事故を起こしておる。そういうことから、ぜひお願ひしたいと思ひます。

それはもう一つの問題は、例の行政罰と司法罰の關係ですが、この關係については、いろいろ實際上の問題として問題もあるかと思ひます。しかし運輸手をしておる諸君の身になりますと、その罰金が非常に多くて、その上に免許を取り上げられる、あるいは一定期間の停止をさせられるということになる、罰金を納めるのに非常に苦勞するのです。そうしてこの仕事自体が、事故が絶対に起らぬという保証もどこにもつけられませんが、それからもう一つの問題は、今度の罰則は非常に強くなったことのために、これで事故が減るかと思ひます。なかなか事故が減らないと思ひます。なぜ減らないかという、罰金が重ければ重くなるほど、あるいは処罰がひどければひどいほど、ひき逃げというところを起してつかまつたら大へんだという片方に瞬間的な心理がありますから、かえつてひき逃げのようなものがあると思ひます。それからもう一つは、さつき申しましたように、なかなか本人自身にとつては、両方の処罰というもので、事實上の營業というか、仕事が行へませんので非常に困る。それで多くの場合、行政措置と罰則と二つづつものの中にはいろいろありますが、普通の自由營業をやつております諸君に、かりに許可營業で營業停止がありまして、この自動車のように六月月停止するとか、あるいは免許証を取り上げてしまふとかいう長期の營業の停止等は割合少ないのです。飲食店が何かにもときどきありますが、環境衛生がよくないというので、あるいは何かおかしいことをやつたからということも營業の停止はあるが、三カ月、半年も行なわれるということは非常にまれです。ところが、自動車の運輸手に限つて非常に多いのです。それから片方には、二カ月分くらいは月給を持つていかれるような罰金がついて

くるということ、こうなると、運輸を業として自分の力だけで働いて、二万五千元か、せいぜい三万円程度の給料をもらつてゐる運輸手としては、なかなか過酷な問題だと考えられる。だから、これについての今までの御答弁の中で、大体できるだけ了承していただくという、さらに法律の中に、免許の取り上げ等については、講習会その他でこれをカバーしていただくという趣旨はよくわかつておられますが、そういうことを十分一つ考えてもらひます。それと、今までの御答弁自体を十分一つ生かしていただきませうと、かえつて私は逆の結果が出てくると、この点を特に御注意申し上げておきたいと思ひます。御答弁は私は必要はないと思ひます。

その次に建設省にも一つ聞いておきたいと思ひますことは、道路行政との關係ですが、これはここでしばしば議論がありますが、世間一般の議論で、道の幅と車の大きさというより、ものはまるきりむちやくちやで、道路が悪いということ、泥よけの問題なんか、かなり問題になつておる。それで結局、結論は道路が悪いのだということにならざるを得ないのですが、道路運送法の關係もありまして、問題はこの道交法の關係として全部がしわ寄せされておるのです。通産省が勝手な大きな車をこしらへる。これはこの間も、通産省の局長さんに車の大きさを聞いてみましたら、わからぬという話でしたが、私の手元にあるものだけでも、車の幅が二メートル六以上のものがある。車の幅が二メートル六以上だということになると、とてももないものができてゐるわけです。道路の幅が非常に狭い。従つて、運輸行政と、通産省の持つております製造させる一つの行政と、それから道路の行政と、取り締まりの行政というふうな四つのものが、ほんとうに一体にならなければ、どうしてもこれはできない。建設省にはつきり聞いておきたいと思ひます。これは、処置ができれば大きな車だと考えることは、たとえば大きな車がすれ違ふことのできないような場所に、たくさんの方客を積んだバスが通つておられます。これは都会のまん中ではなお困りますが、たとえば狭い道路、片一方が断崖であつて、片一方はがけであつて、どうしても交通の困難な場所、いなかなのようなどころへ行くと往々にしてぶつかる。こういう場所については、一定の距離をくぐらぬところに、できれば車の退避所というものがこしらへられないものかどうかというところがあります。もう少しすれば、そこまですれ違ふことができないというより、なだ急処置ができませんか、大体主要国道あるいは主要県道並びに主要市町村道くらいまでに。

○前田説明員 現在におきましても、特に交通の激しいところで道路の幅員の狭いところにつきましては、全体的な道路改良を待つまでもなく、ただいま先生の御指摘のような待避所の設置あるいは局部的な改良というよりなことで、道路の交通をスムーズに努力しております。ただいま申されましたように、最近特に自動車の大型化の傾向がございまして、できるだけその全

体の道路整備もあらうでございまして、けれども、とりあえず待避所あるいは局部的な改良、特に待避所につきましては今後やつていきたいと思つております。

○門司委員 これは努力するということでは、実際はおさまらぬのです。だから、具体的にやはり予算をある程度取つて、そうして応急処置をどうしていただけたらいいと思ひます。そうしなければ、道路が改修されてからなんといつたつて、そんなものでは間に合いません。どうにもならないということでありまして、ぜひこの点はただおさなりの答弁だけでなく、十分に考えてもらひたいと思ひます。

それから次に、もう一つ聞いておきたいと思ひますことは、この法律の八十八条の中でちよつと意見がありましたが、第三号に、「前号に掲げる者のほか、政令で定める身体の障害のある者」ということになつておりまして、これが免許の欠格の事項になつておりますが、この事項の範囲というのはどの範囲まで一応考えられてゐるかということでありまして、この「政令で定める」というのは、おそらくこの法律に基づいて政令をこしらへられるのであつて、現在の厚生省關係にある身体障害者の政令とは私は違ふと思ひますが、どの辺までこれは考えられておられますか。

○内海説明員 三号につきましては、現在、この前も御答弁申し上げましたように、各専門家に意見を求めまして、慎重にその範囲を検討中でございますが、私どもの考え方として、二号に、いわば法律上定められた

決定的な欠格条件としての身体障害及び心身の障害を書いておるわけでございしますが、大抵三号もこういふふうな考え方に立ちまして、これだけの身体障害があれば絶対的に運転ができないうと認定される範囲にこれをとどめて規定していきたい。極端なことを申し上げますと、はなはだ極端な例を申し上げるわけでありませんが、両手両足のない者ということは、これはたとえば三号に考えざるを得ないものであります。それがさらに狭まって参りますと、両手のない人ということも考えられて参ります。そういう点で、こういう身体的な障害があれば、これは自動車運転をさせることが絶対に危険であり、また適当でないというところを十分に検討した形でこの範囲を定めた、こういうふうな考えでおるわけであります。

○門司委員 最後にもう一つだけ聞いておきたいと思つてます。この法律ができてから、そうして附帯決議につけておられますように、関係各省で何か機関を設けて、そうして法律が完全に守れるように処置をとってもらいたいというところをつけておられます。だから私は、これで大体よろしいかと思つてますが、特に大臣に伺つておきたいと思つてます。これは、先ほどから申し上げておられますように、四つの行政庁がほんとうに一つにならなければ、これはどう考へても満足な取り締まりはできないのです。ことに建設省に私はもう一言ここで申し上げておきたいと思つてますが、それは道路の構造の問題です。道路の構造とそれから道路を作る順序、これをもう少し建設省が考へてもらひませんと、どうにもならないじゃないか。

か。たとえば道路の構造にいたしましても、かなりかまぼこ型になったところが日本にはたくさんある。そうすると、自転車とか軽自動車なんかどうしてもまん中を通りたがる。端を通ろうとしてもなかなか通りにくい。それから手車なんか見ていまして、結局あまりにかまぼこ型になっているために、端の方によらない。どうしてもまん中にくる。従つて道路の半分——半分とは私は申し上げませんが、道路の端はほとんど一メートルぐらい使つていないところがある。道路が狭いところにもつてきて、使用不能のところが多々ある。それはあなた方ごらんになればすぐわかる。それは端にごみがたまつてゐるから、道路を使つていないところが線を引きつたようになってゐる。こういう一つの構造上の問題があらうかと思つてます。

それからもう一つは、これはどこにもあることですが、道路のまん中の車の通るところだけは一応舗装するが、あとはほとんど舗装がいつまでたつてもできないのです。そうすると、いやでもおろでもまん中を通れというところ、これは建設省が指示しているような気がします。ここまでは言うとして、い過ぎるかもしれないませんが、事故を起こすというところを建設省が平気で見のがしてゐるということも考えられ。これは道路を作るときには、まず人間の歩くところを先にきれいにする。あるいはこれを同時にきれいにするといふことの方針を立ててもらふねと、これは都会にしましても、いなかでにしましても、事故防止にはならぬですよ。これはどんなに法律だけやかましくこさえても、歩けなければ、人間

としては勢い歩けるところに出てきます。こういうふうなことを一体建設省としては考へてゐるかどうか、この点。前段については一つ大臣から御答弁願ひたいと思つてます。後段については建設省の方でも少しはつきりした行政を一つ考へてもらひたいと思つてます。

○石原国務大臣 今日この道路交通法案の審議にあたりまして、参議院におきまして、交通関係行政の連絡調整を強化して総合的施策の策定推進をはかるために、内閣にやはり強力な審議機関を置けという附帯決議がついており、衆議院の当委員会におきまして、そういう趣旨の附帯決議がつけられることになっておるようでございますが、これはわれわれも、前々からそういう感じを強く持つておつたものでございまして、ただいま総理府に御案内のように、交通事故防止対策本部なるものがございするが、いろいろやつてきておられますけれども、まだこれといふ大きな効果を上げておりません。そこで今回のこの法案成立を機に、両院でつけられました附帯決議の趣旨を私は十分尊重をいたしまして、ことに運輸省、建設省、警察庁、通産省、これら四省で緊密な連絡がとれるような機関を設置いたしまして、御期待に沿うように抜本的な施策を立てたい、かように考へておるものでございします。

○前田説明員 道路の構造につきまして御指摘がございましたが、第一点の、道路のまん中がふくらんでおつて、両側が低いために、非常に通りにくいといふことでございしますが、道路は、その機能を維持するためには、排水問題が一番大事でございするのです。道路自体にある程度の傾斜があることはやむを得ぬと思つてますが、ただいまお話のように、それがかへつて交通の障害になっておるということはあるかもわかりませんので、さらに全国の道路の実情を調べまして、そういうことのないように、もちろん排水関係は必要でございすけれども、そのためにかへつて道路構造が交通者に対して障害となつておることにつきましては、十分調査の上善処いたしたいと思つてます。

第二点の、道路の舗装が中央部分だけ舗装してあつて、両側はほつてあつてというお話でございしますが、これにつきましては、実は交通の激しいところをまず予算のある限りにおいて急いで舗装しようといふことから始めまして、全国におきましてもまだ若干でございしないところもありますが、ただいまお話しのように交通が幅員を参りまして、せつかくある道路を全体に使う必要がございするのです。予算の獲得に努めまして、最近相当全国的に舗装を実施しております。あるいはまだ舗装が全部完成してないところもあつて、道路の全体を舗装したいと思つておられますので、いましばらくお待ちを願ひたいと思つてます。

○門司委員 私は今のような御答弁ではあまり感心しないのです。まだ全部できていないのか、できるとかを聞いているのではない。全部はできつたのか、やろうたつて事実上できないのです。だから、方針はどういふ方針で、今後の道路の改修については全部一緒にやるという方針を立ててもらひたい

といふことだけ聞けば私はよろしいのです。いなかへ行つてごらんさい、まん中が舗装してあつて、両方の端がほとんど全部といつていいほど舗装されてない。人も自転車も全部舗装したところだけ通つて、舗装されてないところはだれも通つてない。だから、道路のまん中を集約して人間が通れ、事故を起こせといふようなものです。はつきり幅員全体が使えるような道路の構造といふものは、構築をしてもらふねと、どんなにこの法律ができて、どんなに道路の右側を通らなければならぬとか、あるいはこの線から車は何メートル離れて通れといつたつて、事実上は実行されないのです。法律を作るからには、やはり法律を守れるようにしてもらひたい。この法律の中に今申し上げたようなことが幾つかちゃんと書いてあるのです。問題はそういうことですから、あなたの方の方針をそういう方針にきめてもらひ、それで進んでもらうといふことだけ御答弁願ひたいのであつて、あなたの方がまだ全部に行き渡つていないとか言つても、これは行き渡りつこないのです。(「それは財源が要る」と呼ぶ者あり)財源は政府でやるんだ。どうですか、そういう基本的な方針が立てられませんか。

○前田説明員 道路におきましては、構造上路面と申しまして、交通の用に供する部分でない一種のゆとり場所があります。あるいは地方においては路肩の部分につきましては、一般の中央部における舗装とは違つた軽微程度の構造でやつておるところがあり、す。そういうところにつきましては、元来道路構造におきましては、交通の

用に供しない、ただ何らかの場合における一応ゆとりの場所としてとっておく面もございまして、一応道路の幅として一般に見える範囲の中でも舗装をしない箇所があると思います。しかし、これにつきましても、できるだけ舗装したいという気持を持っておりまして、財政の関係で特に交通の激しいところからまず舗装していくというところになります。場所によりましては、全幅舗装をしないで、特に交通の激しいところだけ舗装をしていくというところの方がかえって舗装の効果を上げることになると思いますが、具体的にこのことにつきまして、ただいまの先生の御趣旨も十分尊重しながら、予算の範囲内で最も効果的な道路の舗装ができるように善処したいと思っております。

○門司委員 私は質問をやめようと思いましたが、そういう答弁が出てくればなかなか質問をやめるわけにいかない。大体この法律は交通の事故をなくそうということが一つの大きな主眼なんです。それから国民全体の交通事故をできるだけ少なくすることに主眼がある。ここに日本週報というのがありますけれども、これを読んでみますと、一年に一万人以上交通事故で死んでいる。けがをした人はこれの何十倍、何百倍なんです。そういう事故を現実起こしている。毎年一万人の人間が殺されてごらんない、どんなことが起こるか、これは大へんなことです。交通事故だからといって、それがどういふわけか知らないが、大して問題になつておらない。人間の生命が失われているということでは同じことですから。これの一つの原因が道路の全幅が

使えないというところにあることから考えますと、あなたの方では、道を作ればよいので、予算がないからまん中だけきれいにしておけばいいのだ。道路のことだけをお考えになればいい。は、そういうことが言えるかもしない。しかし、交通の事故防止というものの考え方からすれば、できるだけ道路は全体の幅が使えて、そうして歩行者も、自転車に乗っているような諸君も、交通上の事故のないようなところを歩けるように処置してもらいたいというのが私どもの考えです。道路を作る人は、ただ道路を作つて、体裁のいいものを作ればそれでいいのだ、あとはいくらに事故が起ころうとどうでもは、道路は一体何のために作つておるかということ。道路自身の生命といふものは、ただまん中だけ舗装して、車だけ通ればいいのだといふものじゃないと思う。道路の役目といふものを考えて、少なくとも事故防止については建設省は相当考えてもらいたい。私は、今の建設省の答弁がそんなことなら、ここへ大臣に出てきてもらつて、もう少し突っ込んだ話をしなければ、事務的にものを考えて、事務屋さんだけが、われわれは建設省だから道路さえこしらえればそれでいいのだ、道路をこしらえる順序はこういう順序でやればいいのだ、交通の事故防止を何も考えられないというようなことでは、この法律を安心して通すわけにはいかない。あふなくてしょうがない。この法律を読んでごらんない。この中に道路の幅と車の関係が書いてある。どうですか、あなたの方でも

う少し考え方をほつきりしてくれませんか。あなたの方は、おれの方は建設省だ、道路を作ればそれでよろしい、交通事故は警察が取り締まればよろしいのだ、こういうことになつたのでは、人間が助からぬですよ。

○前田説明員 私が申し上げましたのは、決して先生の意思に反して、道路交通の事故を無視して道路を作つていふことを申したのであります。また、舗装の効果を生ずるために、あるいは場合によっては路肩における舗装はあと回しにするということがある。その考え方におきましては、なるだけ早い機会に全国の道路の舗装、道路の改良の効果が道路交通の上におきましても十分発揮できますように、先生の御趣旨に従つて努力しております。先生のことについては全く同じでございます。その点私の説明が不十分で、あるいは誤解を起したかもしれませんけれども、その御趣旨に従つて努力いたしますので、御了解願いたいと思ひます。

○門司委員 そろそろどう言ふ必要もないと思ひますが、少し建設省が考えてもらいたいと思ひますことは、あなた方は道路の効果といつておられますが、道路の効果も必要なんです。しかし、やはり人間の生命は大事なんです。から、道路の効果にとらわれて人間の生命をおろそかにするといふ考え方があつてはならぬと思ひます。そういうことで、どうしてもあなたの方でできないというなら、できないでよろしいのだ。私の方はまた考え直さなければならぬ。もう少しはつきりした御答弁を願ひませんか。私がここであなたの方

はつきり聞いておきたいと思ひますことは、私が先ほどから申し上げておりますように、道路の全体が使えないよりな道路の構造、われわれも水の排泄が非常に大切なことは一応存じております。道路が必ずしも平らでなくて、まん中がへこんでおるといふようなことがいけなことはわかつております。しかし、道路がほんとうにできているかどうかということ——これは私の一つの例ですが、私がワシントンに行ったとき、道路の上を車が走つておりますけれども、れんがを積んだ車が綱も何もかけていないで走つていて、板張りのようになっていて、運転ができているかといふことです。日本であんなことをやつたら、みなが大びきになつて落ちてしまひます。そういうことは、一つのものの考え方としては、道路をできるだけ広くしてもらつて、そして産業上に影響するもの、あるいは道路としての一つの使命を果たすところの経済的效果を顧みないものとしてのまん中をきれいにすることも一つでしよう。しかし、こういう法律を審議するわれわれの立場から考えれば、やはり人間の通るところは事故の起ころぬように道路の構造をこしらえてもらいたい。あるいは施工する場合にも、そういうことを考えて施工してもらいたいといふことが、私どもこの法律をこしらえる立場に立つた者の考え方なんです。あなたの方では、ただ道路さえ作ればそれでよろしいのだ、道路の効果さえ上げればそれでよろしいのだ。この考え方の食い違いが、こ

ういふへんな気持ちに私はならざるを得なくなつてくる。だからあなたの方

も、こういう法律ができる以上は、少なくともこの法律の効果を上げるようにあなたの方で配慮していただければできないはずなんです。これは私はできないとは申し上げないのだ。あなたの方でできないといふのなら、これはどうかしている。今の御答弁のように、できるだけそういうことをしたいと思ひますが、そういうことはあり得るというように答へておられる。おつたのでは、私はこの法律はなかなか通せないと思う。だからどうなのですか。どうも申し上げるようですが、大体私どもは、やつていくということにはつきりした御答弁はできませんか。

○前田説明員 ただいまの御趣旨を尊重いたしまして、その線に沿つて実現できますように努力したいと思ひます。

○飯塚委員長代理 飯上委員。

○飯上委員 私は六十三条に關係いたしましたので、車両の検査についてこの際伺つておきたいと思ひます。

私ども地方におつて、今まで自治体行政等を担当してやつてきたのです。が、車両検査につきましては非常に疑わしい、納得のできないような面が非常に多かつたのであります。私は、そういう実例を相当数持つてゐるわけなんです。が、はからずともきょうの新聞でもつて、この修理工場からみましたところの陸運汚職が発表されております。私は別にそれ見たことかといふ気持ちにはなつておりませんが、当然こういう問題が明るみに出てくる段階ではなからうかといふふうに考えておるわけなんです。

そこで一つ警察庁にまずお伺いしておきたいと思いますが、あなたの方では街頭車両検査実施要領というようなものによりまして、車両検査を随時やっておると思う。そこであまり遠いデータは必要ありませんけれども、昨年一年間くらいに、不良車両はどのくらい摘発されておるか、これを一つ伺っておきたいと思ひます。

○木村(行)政府委員 昨年一年の間に街頭で警察官が車両の整備不良だということを見つけたしまして、その現場でその整備不良を指摘して整備させましたものが約二十一万件ございます。それからさらにその現場で整備不可能という程度の高い整備不良につきましては警告書を与えまして、その警告書に書いてありますところの整備期間、その期間までに整備すべしという警告の内容をもちまして、その警告によりまして整備しまして、そしてその後整備を確認する意味におきまして警察署長なりあるいは陸運事務所長なりの証明書をもらいましたのが三十三万件くらい、両方で五十二万三万件でございます。非常に多い数であります。

○阪上委員 その確認の方法は、警察署なり陸運事務所なり、こういつておると思ひます。それでまあ確認されておるわけなんです、この五十五万件になんなんとする不良車両、これも毎日々々街頭でもって車両検査をやっておるわけじゃないと私は思ふ。随時適時やっておられることではないかと思ひます。従つて、不良車両の横行している状態というものは、はるかにこの数字を突破しているのじゃないかと私は思ふのであります。そこでこういつた不良車両によつて事故を

起こしたところの車両、整備の不良によつて事故が起つたというような件数がわかつておりますれば、この際伺つておきたい。

○木村(行)政府委員 昨年一年で約三千件であります。

○阪上委員 そこで一つ運輸省に伺つておきたいのでありますが、私はきよりの新聞を見て実はびっくりしたのであります。検査をやるべき検査官が認証工場と連絡をとつて、しよつちゅう自動車を送り迎えまで受けておる、しかも酒色の供応を受けておる、金品の取賄をやつておる。こんな状態でもつて、今われわれが大きく問題としておりますところの、国民が問題としておるこの道路行政、交通行政というものがはたしてうまくいくかどうか。そこでこの新聞に発表されておる内容につきまして、この通りでありますか、それとも何か新聞発表が多少間違つておるかどうか、こういった点について、もしあなたの方で相違があるなら、その相違点を明らかにしてもらいた

い。

○國友政府委員 昨日からの新聞に取賄容疑で逮捕されました三人の検査官のことについて報道されておりますが、この点に關しましては、陸運局及び陸運事務所に対して詳細に調査するよう申してあるところであります。取容されておりますので、目下確實なところを調べることはできませんが、私どもといたしましては、実は平素非常に汚職の關係は注意を喚起しておりまして、ことに私どもの担当しております仕事は事業免許とか、そのほかそういう方面に非常に近い關係を持

ておりますので、細心の注意を払つて、そういうことは絶対に起こさないように指導しておるのでございます。が、たまたまこのような事態が発生しましたことを非常に遺憾と考えておるのでございます。あるいはこのような容疑があつたのではないかと考えております。これらの詳細の点については、私どもまだ把握しておりません。よく詳細調べてまいりて普処いたしたいと考えております。

○阪上委員 警察庁の調査によつて一年間に五十五万の不良車両というものが摘発された。しかもこれはきわめて固執的に行なわれるものであつて、常則的に車両検査というものは全国一斉に行なわれておるわけのものでもない。にもかかわらずこれだけの数字が出ておる。この点につきまして、いかに不完全な整備が行なわれておるかといふところの大きな証拠ではないかと私は思ふ。こういふ車が今そこを走り回つておるといふことになれば、道交法でもつていかに規制しまして、運転手その他に注意をして運転をやれといふようなことを言い、人命尊重の建前から保護を加えていくような方式といふものをとり、あるいは先ほど議論がありました建設省との關係で道路をもつと完全なものにしろといつて、こ

ういったようなことをやつてみしても、肝心な車の車がこれでおつて、半身不随の車がそこを走つておるようなことでは、とてもあふなくて町を歩けない。この責任というものはあげて僕は運輸省にあるのじゃないかと思ふ。あなた方が認証した工場はどれくらいあるかよく知りませんけれども、新聞の報ずるところによつても、

東京都内だけでも三千五十社ある。しかもその中には、自分でもって適當な広さすら持つていない。私も現に見ておる。道路のわきの方で車をほつぽり出して、そこでもって堂々と修理をやつておる。あるいは掘立小屋式のようなものでもきわめて不完全な、整備の能力のない工場が認証されておる。これはおそらく検査官が酒を飲まされて認証したところの工場ではないかと思ふ。こういふようなきわめて不見識なことを運輸省がやつておるといふことについては、私は重大な問題ではないかと思ふ。われわれは道路一つだつて、いろいろな情状を酌量して考えてみれば、店先に自分の車ぐらゐ置いていいんじゃないかという氣持すらある。それでさえ、われわれはやはり交通の円滑を期するためには、そういったものは障害になるということで、涙をのんで禁止していくという方向をとつてゐる。にもかかわらず、適當な広場もなく、道路のまん中に車をおつぽり出して修理をやつてゐる。あつちにはドラムカンがひっくり返り、こつちには油がこぼれてゐるといふような状態をあなた方は見ておりながら、何ら手を打つことなく簡単に認証しておる。これは大へんな問題じゃないですか。私はこ

ういふ点から考えていつたら、運輸省などというものは車体検査の能力など全然ないんじゃないかと思ふ。こ

ういふ行政はもうあなた方は放棄すべきだと思ふ。

そこで私は伺つておきたいのです。が、今まで所有者が検査受けをする場合の件数、それから工場に委託して、工場の者が委任を受けて検査受けをするという件数は、どういふ比率になつ

ておるか。詳細な数字がありましたらこの際発表願ひたい。

○國友政府委員 ただいまの検査の面数についての数字は持ち合せておりませんが、後刻調べてまいりて御報告申し上げたいと思ひます。

自動車検査の建前を申し上げますと、事業用自動車につきましては九カ月目から一年でございます。自家用自動車等につきましては、二年目に一回自動車の車体検査を施行しておるわけでありまして、そのときにおきます状況を整へまして、合格をするものには車検証を交付することになつております。実はその中間におきます車体の検査はいたしておりません。それで灯火が一方所悪くなつておる、たまたまそのときに悪くなつたというふうなものにつきましては、私どもの方としては権限が及ばない状況になつてゐるのでございまして、それらの点が路上車検の場合に見られることが多いのではないかと考えております。そういう状況で車両検査の際におきます適格性というものを調査しておるのでございまして、昨日の汚職に關しましては、それに検査官が手心を加えたといふようなこともいわれておりますので、全部について車両検査を実施するはずである、しておるのであります。が、車両検査官の一人なり二人がそういう行為をしたといふことはまことに遺憾でありまして、これらの点に關しましては今後厳に戒めたいと思ひます。さておるのでございます。

さらに自動車整備工場あるいは事業者が、路上等に自動車を放置し、あるいは路上で自動車の整備を行なつておるといふようなことに關しましては、

私どももそういうことがあつてはならないと考えておりました、この点は認証の場合等におきまして、その認証をいたします車両と同時に収容する車両数につきましてよく見まして、それにふさわしいような工場を認証しておるのであります。ただ古く認証された工場が、最近の自動車の修繕の激増によりまして、お客さんを断わるわけにいかないから引き受けるというような場合がございます。これらの点に關しましては、そういうことがないように、昨年も通達を出しまして、陸運局なり陸運事務所なりが十分指導するように、それから今後認証の場合には、十分にそれを収容する能力があるような施設を持つようという方向で指導をし、実施しておるわけでございます、これらの点に關しましては、今後とも完全に施行していくようにしたいと考えております。

○阪上委員 読新聞の記事によりますと、四月末現在、都内に三千五十軒認証工場がある。そこで同交通部で調査したところでは——交通部というのは運輸省の交通部というのがあるのですね。これは警視庁かもしません。それによると、整備士も置かないで、獨立小屋のようなところで、道路に自動車を設置して、全く名ばかりの認証工場というのが十数軒もある。また認証の際、他の工場から機械や整備士を借りてきている。全くこれは見せ金工場というふうなものも出ておる。認証のときにあなた方は一体どうしているのですか。一定の基準が施行法か細則か何かにあると私は思うのです。そしてその基準によって認証されておると思うのですが、現実にあな

た方が見て十数軒もそういうのがあるのを、どうしてあなた方は放置しているのか、この点が一点。いま一つ伺いたいのは、二年間車両の検査の有効期間がある。しかし私の承知しておるところでは、検査場から出てきた車が直ちに警察の検査にひつかかつて、その場でもって不良の刻印を押されておるものが相当件数に上つておるといふことである。そうなつてくると、全く整備工場それ自身が何の能力もないといふことになる。そういうものがある。ほどうあるといふことなんだ。こういうことについて、先ほどあなた方は答弁されておるけれども、あなたの方の答弁を裏づける何らの証拠にならない。逆の証拠になつておる。こういう点について運輸省はどういう考え方を持っておられるか、それを伺つておきたい。

○國友政府委員 その認証工場の調査の点に關しましては、警視庁の交通部の調査であらうと思ひますが、先ほど申し上げましたように、自動車の分解整備事業に關しましては、道路運送車両法の施行規則に基づきまして認証という行為をいたしておりますが、その今該当するように出ております工場につきましては、はたして分解整備事業としての認証を受けたものかどうかといふことを調査しなければならぬと思ひます。と申しますのは、単に分解整備をいたしません事業に關しましては、これは認証という行為を運輸省はいたしておりません。届け出をもつて足る事業でありまして、認証という行為を為をいたしておりません。認証いたします場合には、先ほど申し上げましたように、認証の審査をいたしまして、

基準等も作りましてやつておりますので、それらの点に關しましては、問題でもございまして、十分調査をして遺憾のないような方途を講じたいと思つておりますし、今申しましたように、その工場が自動車の分解整備工場であるか、普通の一般の町の修理工場であるか、普通の一も調べなければならぬと申し上げかねますので、十分調べたいと思ひます。

○阪上委員 認証工場であるかどうか十分に調べなければならぬ、私はそういうことだと思ひます。あなた方はそういうことをお調べになつた例が今までありますか。

○國友政府委員 その認証工場につきましては、私どもの方の監督下にございまして、これに關しましては監査もいたしております。そういう関係で、これらは私どもとしては十分に調べておるのでございまして。

○阪上委員 十分に調べておるといつて、毎年やつておられますか。最近いふおやりになりましたか、ちよつとお聞かせ願ひたい。

○國友政府委員 この点は毎年監査を数々きめてやつておりますので、毎年やつておりますが、数が多いので全般的には毎年行けない状況であると思つておりますが、この点も何年にいつ何件やつたかといふことは、今数字を持ち合せておられますのでお答えできないのでございまして、数をきめまして、毎年監査を実施いたしております。

○阪上委員 私が質問しているのはその方法じゃないのです。あなた方がしっかりした基準に基づいて認証したものを監査される、これも必要であり

ましよう。しかし、私が言いたいのはそのことじゃないのでありまして、今あなたの説明によると、認証外の工場がある、それは他の法律によつて行なつておられるのである、こういうふうな言つておられるところが現に認証を受けなくても分解とか整備とかをやつておられるものがある、それは、そういうものに対してあなた方はどういう措置をとられるかといふことです。またそういうものがあるかどうかの調査をされたことがあるかどうか、こういうことを聞いています。

○國友政府委員 この認証工場以外の工場におきまして車体の修繕をいたしたものにしまして、自動車の検査場にはその車両が参りました場合には検査をする建前になつております。ただこの場合に、認証工場である場合には信用がございまして、これは行政指導といたしまして、車両の検査記録簿の写しといふものを陸運事務所に検査の際に出させることにしております。この背景整備とかいふことを申し上げましたのは、今度問題の発端となりまして、あるいは認証された整備工場からもちつてきて勝手に書き込んで提出したという事態でございまして、これらの点に關しまして、私どもとしては、今申しましたような認証工場で修繕をしたといふことに關しまして証明をいたしましては、自動車の検査記録簿の写しを提出させております。それによつて認証工場で修繕をしたといふことを一応見るのでございまして、それが伴ひまして、それが提出されまして、自動車の検査場においてさらにブレーキ・テストとか、ある

いは灯火の試験とか、あるいはスピード・メーターとか、そういうものにかかけまして検査した上で合格したものには車検証を出しておるのでございまして、手続としてはそういう検査をいたしておりますが、この背景整備なり何なりをやつておられますものについて、私どもがこれを排除しようとして調査したといふふうな点については、特にそのみを目的にして調査したことは現在までございません。

○阪上委員 そこでさらに何つておきたいのは、これは新聞の記事によりますと、何か一級、二級の重整備業者といふのがあつて、これが整備をやつたといふことであるならば、車検はしないでもってこれは許される。こういうことになつておるのですが、この点は事実なんですか。

○國友政府委員 この検査の省略の点につきましては、検査を省略する場合行政指導としてやつておる場合があるやうでございまして、これらの点、やはり問題を起す可能性が非常に強いのでございまして、今後そういうやうな点は改めて、十分に検査をするようにしていきたいと考えております。

○阪上委員 どの法律で、どの細則でそういうことが出来るようになっておるのですか、これを一つ明らかにしてもらひたい。

○國友政府委員 道路運送車両法の第六十四条に、「自動車の分解整備をしたときは、自動車の使用者は、当該自動車及び自動車検査証を呈示して陸運局長の検査を受けなければならない。但し、第七十八條の自動車分解整備事業者において分解整備の工事をし、且つ、第九十條の検査をしたときは、こ

の限りでない」という規定がござい
ます。この規定に基づきましてこの措置
をいたしておるのでございます。

○阪上委員 その六十何条というの
はどういうことなんでしょうか。今言ったよ
うに、整備工場の一級、二級のものに
ついては検査をしなくていいという規
定になっているのかどうか、そこを
はつきりして下さい。

○國友政府委員 自動車の検査は陸運
局長の検査を受けなければなりません
けれども、認証を受けた自動車の分
解整備事業者において分解整備をいた
しまして、そして自動車の分解整備事
業者が分解整備を完了したときに、当
該自動車保安基準に適合するかどうか
についてその自動車分解整備事業者
が検査をした場合には、検査を受
けなくてもいいという規定でございま
して、認証を受けた自動車の分解整
備事業者が分解整備工事をいたしました
は、陸運局長の検査、これは全般的に
検査を義務付けておりますが、その際
外例もあり得る、こういうことを規定
しておるのでございます。

○阪上委員 認証工場はあなたにさ
き行政指導もつてやっている、こう
言われた。法的にははつきりした根拠
があるのじゃないですか。そうです
ね。——そこで私は伺いたいのです
が、私はこういう実例を持っているの
です。私は自分でさきやかながら自家
用車を持っている。ところが、これは
ほとんど使用もしない新しい車なん
です。今回検査を受けようとしたところ
が、このまま受けていいと私は言っ
たのだが、やはり在来車のしきたりと車検
のあり方からして、どうしても整備工

場を通さなければならぬかな受からな
い、こう言うんだ。このことは、ただ
私一人の経験じゃないと思う。私は多
くの人からこのことを聞いております
よ。そういうことはどこにも法的に根
拠がないのであって、そういう何か
特殊な恩恵を、あなた方は行政指導と
称して極度に与えておるがために、今
言ったような弊害が他面において出
ておる。私はこういうことじゃない
かと思うのです。あるいはまた勘ぐ
つてものを考えたならば、そういう業者
に整備させておけば、たいてい整備の
手を抜いたとしても、ブレーキの調整が
十二分にできていなくて、雨天の場合
等に急ブレーキを踏んだときに、その
ためにスリップするといふような事
態の整備ができていなくて、そういう
工場の検査があればいいことでも
あつた方がこれを容認している。そ
ういふところから車両の整備不良に伴
う交通事故といふものが頻発するの
ではないかと思う。また先ほど私は、あ
なた方の話を聞いておりますと、そ
ういふ整備工場の監督はサンプリングを
とって適宜にとどきやる、こういう
ことを言っておられる。一方警察の方
は、間歇的とはいえないながらしよつち
ゅう街頭に出て検査をやっている。あ
なた方はアフター・ケアの何らの力も
持っていないのですよ。簡単に言うな
らば、認証工場の認証のしつぱなし、
少し言葉が過ぎるかも知れないけれど
も、整備のしつぱなしをそのまま認め
ていくといふような形になつてしま
う。それ以後においては、あなた方は
みずからの手でもつて常時街頭を走
っている車、そういうものについて何
らの検査の手を延べておられない。二

年間には全く大丈夫だ、こういう考え
方に終始しておられる。車なんという
のは、いつ不良になつていくかわか
りやしない。私は、そういうことから
考えていきますと、こういう行政を
運輸省でもつてやるということ自体に
何か不合理なものが出てくるのじゃな
いか。こういう点について、むしろこ
ういった行政は日々検査をやること
の警察当局にまかしていただくとい
うのも一つの案じゃないかと思うの
であります。こういう点について、
非常に重要な問題でありますけれど
も、あまりなわ張り争いをしないで、
實際道路交通を円滑に持つていくた
めに、思い切つてそういう点について
改善を加えていく必要があるのじゃな
いだろうかと思つたので、こういう
ことについてあなたの意見を聞くと
うことは無理かもしれせんけれども、
参考までに一つ伺つておきたいと思
ひます。

○國友政府委員 認証工場の監督ある
いは自動車の検査等に関しましては、
たまたまあのような不祥事件が起こ
りましたが、ただ私どもとして筋を通
してやっておりますことは、自動車の
検査は厳格に、機械設備も相当持つて
おりますが、これらを通して検査をする
といふことで実施をいたしております
し、認証工場に關しましては、監督を
しました結果、あるいはその他の場合
におきまして不正なことあるいはその
他遺憾なことがございました場合に
は、認証の取り消しその他の行為も
いたしておるのであります。そういう
監督はいたしておりますが、今後も十分

に監督していきたいと思つておりま
す。

それからなわ張り争いとか、そうい
うようなことについてのお話がござい
ましたが、実は先ほどから申し上げて
おりますように、自動車検査に關しま
しては、ブレーキのテストをする
とか、あるいはスピード・メーターにつ
いての検査をするとか、あるいはハン
ドルの正、不正についての検査をする
とか、灯火についての検査をするとか、
あるいは車体の内部の、たとえば台ワ
クなりその他のものについての欠陥が
あるかないかといふような、機械設備
を使つての検査を運輸省としては実施
いたしております。しかしながら、た
またいろいろと事故が起こる場合、
あるいは車両の故障が起こる場合、
あるいは警務当局で路上において
おられますが、しかし、この警察当
局の路上におきます検査といふもの
は、その車体の内部にわたつてまで
検査をされることはちょっとでき得
ないのじゃないかと思つた。これらの
面的に現われませんでした、あるいは
現われるような故障を持つて走つて
おります車については、ぜひ路上にお
いて発見していただいて、そういう事
故をなくするようにしなければなら
ないと思つた。車体の内部構造に立
至つてまでの検査といふものは、や
り一定時期を限つて厳格な検査をす
べきであらうと思つておりますので、
この点私の方としては、やはり現在
設備を持つておられては、積極的に非
常に手を加えてやつております運輸
省の自動車検査といふものにたよ
りてい

て、その点私どもとしても十分に今後
も指導し、事故を起こさないよう
にやつていきたいと思つております。今
ちよつとその数字を持つて参りませ
んでしたが、自動車の車両欠陥事故と
申しますものは、陸運事務所の検査を
やり出しましてから非常に少なくなり
まして、ここ五年か七年くらいの間に
五分の一くらいにたしか減つたの
じゃないかと思つております。この数字に
つきましては、正確な数字はあとで申
上げたいと思つたが、近來陸運事務所
の自動車検査をいたしまして、か
ら、自動車の車両欠陥による交通事故
といふものは減つて参りましたので、
そのことは特に申し上げておかな
ければならぬことだと思つてお
ります。

○阪上委員 警察でやる路上の検査と
いふものはきつめて外見的なもので
あつて、われわれがやつておる検査と
いふものはきつめて内部的なもの
で徹底的に検査する、そのことは必要
である、こういうことです。私はそ
うなことを否定しているわけじゃない
のです。当然やるべきだと思つた。し
かしながら、陸運当局として二年の
間、もう検査証を与えたならば全然
検査していないのでしょ。その間に
検査といふものは技術的にやれない
と思ふ。やれるのですか、私はやれ
ないと思ふ。何かそういうことにつ
いて内部的な検査を——車両が古
くなつておるからではないのです。ま
してさつき言つた整備工場と検査官
とが贈収賄をやつておるような状
態で完全に内部が——どつちの内
部かそれはわかりません。車の内部
が何であるかわかりません。それで
内部の検査もできてい

て、その点私どもとしても十分に今後
も指導し、事故を起こさないよう
にやつていきたいと思つております。今
ちよつとその数字を持つて参りませ
んでしたが、自動車の車両欠陥事故と
申しますものは、陸運事務所の検査を
やり出しましてから非常に少なくなり
まして、ここ五年か七年くらいの間に
五分の一くらいにたしか減つたの
じゃないかと思つております。この数字に
つきましては、正確な数字はあとで申
上げたいと思つたが、近來陸運事務所
の自動車検査をいたしまして、か
ら、自動車の車両欠陥による交通事故
といふものは減つて参りましたので、
そのことは特に申し上げておかな
ければならぬことだと思つてお
ります。

ないと私は思う。あまり極端な言い方になるかもしれないけれども、そこで警察側がそういうことをやっておるというところについて、これは無意味なことでも何でもないのであつて、そういう外見のなものから内部的な欠陥を発見する端緒になるというところは事実です。あなたの方ではそういうことも何もやっていない。やっていないのもつて、警察のやることは外部的なものだ、こういうようにきめつけてしまつて、その後二年間に何ら検査も実施しない、こういうことではいけない。じゃないか。しかしながら、事実上、その一年ごとに、半期ごとにやることはできないということがあるならば、もつともつと整備工場等に対する監督も厳重にし、それから整備工場の整備能力というふうなものについて、いわゆる認証の際における認証基準等につきましても、もつと厳重なものを規定して、そうしてやらなければいけないと思ふのですが、あなたの方はそういう方の配慮は、今の御答弁によると全然しよつとしないじゃないですか、一体これをどうするつもりなんですか。

○國友政府委員 検査の点に關しましては、現状をいたしましては、たとえ自家用については二年目に一回検査をいたしまして、その後につきましては現在のところはいたさない場合の方が多いのであります。ただ、道路運送車両法の第六十三条に臨時検査の制度がございまして、この場合臨時検査をするというのを公示いたしました場合には、陸運局長の方に自動車検査証を呈示するとか、検査を受けるということがをいたさなければならぬことが

ありますので、これらの点につきましては今後には十分にやつていきたいと思つております。整備工場の認証等に關しまして、全然やつておらぬとか、改正をしないとか、ルーズであるとか、いろいろなことは絶対ありませんで、私も思つては厳格な基準で実施をいたしております。さらに、たまたまあのような事故が起こりましたけれども、しかし陸運事務所の自動車検査というものは全く信用のおけないものであるというところは絶対にないものであります。われわれとしてはそれを十分に指導して、車両事故等も起こさぬように、発見するようにしていく。さらに、大体自動車の所有者が自分で事故を起こしたいと思ふ者はありませんので、やはり自動車を運転して出ますときには、大体運転者はその車両の整備状況を自分で十分に見て、これが安全に運転し得るかどうかということを自分で確認して出るのが当然である。自分で、自分がよく見てあぶないと思つたら、車両の整備工場に入れて修繕して運行するのが当然である。そういう状況でありますので、自動車の事故というものは、そういう車両の所有者みずからがやはり配慮をして事故を防止するといふ方向で今やっておりますので、われわれといたしましては、一年なり二年なりの時期を置きまして徹底した検査を行なつて故障を発見するといふような方法をとつておりますので、その他の場合においては、自動車の所有者なりあるいは運転者なりというものは、自分が運転をします前に当然あれしつていくわけでありまして、それらの点については私どもの方へ、む

しろ自動車の運転者というものは自動車を運転し始める前には十分にそれを見、事故を起こしたいと思ふ者はないのだから、むしろ自動車の検査をもう少し期間を延ばしてもらつてもいいじゃないかといふことを言つてくる者もあるような次第でありまして、われわれとしては、現在一年なり二年なりに徹底した検査をして故障を発見するといふ方法でやつておるわけでございます。

○阪上委員 今の自動車局長の話によると、それはその通りなんです。何も車両の整備ばかりじゃなくて、事故を起こそうと思つて運転手が運転しているなんというのはいないんです。それでも事故は起こるんです。あなたのような理屈になつてくると、認証なんか、認証工場なんというのは何のためか。認証工場なんというのは何のためか。あなたが認証しているのです。木人が十分注意して、悪ければ工場へ持つていつて直せばいいのだ。別にその場合に認証工場とかなんとかいふものを作る必要はないじゃないですか。なぜあなた方はこの車両法によつて認証工場というものを指定されておるのです。そこをどうも考えにやつたらおわかりでしょう。なぜもつとしかりや認証工場というのに対してあなた方責任を持たないのですか。そんな考えでおるから妙なものが起こつてくるのです。車体検査の検査証なんといふものは金で買われていると云つたつて過言ではないじゃないですか。こういう状態になつてきたら、金で買われた車検を持つて車が走つていて、こういうことになつたら、そう言われ

ても仕方がないじゃないですか。認証工場というものをそれじゃ何のためにあなたは認証されているのですか。運転手が自分で十分注意をして車の整備等をやらなければならぬ、そんなことはきまり切つていますよ。一方において、そういう車両の整備をやる機関として、あなた方はわざわざ認証工場というものを指定されておるのじゃないですか。だから運転手まかせといふものの考え方自体が、やはりこの社会構造といふものを全然頭に置いてないものの考え方です。

それから金がかかるのですよ。工場に持つていけばばらばらに取るのですよ。認証工場というのはいくらに取るところの独占企業的な役割をあなた方は預け付けている。それだけ責任を持たなくちゃいけないのじゃないですか。先ほど、警視庁の調べ等によりまして、私何回も言つておりますけれども、整備工場から出てきて一時間たぬうちに車が不良であるといふところの、しかもそれが内部のこまかいところじゃなくして、外見だけ見ただつてそういう欠陥を持つていてという車が、整備工場から車検をもらつてどんだん出てくる。どの工場から出てきて、どの工場が整備を受けた車が不良であつたといふところの調査をあなた方していますか。

○國友政府委員 これは、先生のおっしゃいますことは、ちよつと私の申し上げましたことを誤解されておるかと思ひますが、実は私は運転手まかせにしたいという意味ではございませんで、運転者といふものは自動車の内部の欠陥なりあるいはくせなりといふものを十分に知つておるはずのものである。それで故障も自分から発見する

であらう、すべきであるといふことを申し上げたのでございまして、そういう場合には工場に入れて修繕をするはずである。これが二年なり二年の間にございまして、一つの事故防止の措置になつておるといふことを申し上げたのでございまして、認証工場を設定しております意味合は、やはり信用のおける工場にそういう修繕を委託してもらへば、そんなにむづかしいことではないであらう、事故防止にも役立つであらうといふ考え方のもとに、われわれとしては実施しているものであります。やはり信用のおける認証工場に自動車の検査を持つていつてもらう方がよいといふ私は考えております。ただ先生の今おっしゃいました、その工場、車検場から出てきまして、直ちに故障が発見されたといふことについては、私どのケースであつたかを存じませんが、やはり、どの工場が修繕をいたしました場合の検査について不良の場合があるといふようなことは陸運事務所がチェックしておりますので、この点は陸運事務所が調査をいたしております。

それから、先ほど申し上げました中で、警察で整備不良車を発見されました場合に、その整備についての証明を求めることになつておりますが、この際にはやはり陸運事務所の方で現在チェックしておるのでございます。○阪上委員 認証工場につきましましては、先ほどから何回も私は言つていますが、あなたの方はやはり責任を持たなければいけないと思ふのです。自分で認証したのだから、そしてその通りやつていなければ、そんなものはやめさして、取り消したいじゃないで

すか。そういった断固たる行為に出なければ、私はこの問題は解決しないと思ひます。汚職事件を起こしているこの問題について、私は、多分にその人に責任がある、汚職を起こした三人の検査官に責任があるという考え方よりも、こういつた者が出てくるような仕組みになっているというところが問題じゃないかと思ひます。このことは世間ではもう通説になっているのです。ほとんど車に故障がなくても、裏側を洗つて、そうして何かさびどめを塗らなければ通らないというよりなこと、そのために五万円も十万円も金を取つていくというよりな仕組みになっておる。それは認証工場というものがあつたために、そういう役割を果たしているのです。しかしながら、りっぱな整備をやるものを認証して、十分な監督のもとにこれをやらせるというよりは、決して悪い制度ではない。大いに奨励していいことであるけれども、あなたの方の監督がそこまで行き届いていない。しかも、認証工場というものがあつたために、一般の人は、自分で車を大々的に直すことができないというところは事実でありますので、必ず認証工場を通してという考え方を保持しているわけなんです。この認証工場には特権が与えられているから、そういうめんどろな手続きを踏んで、自分で検査を受けるということは大へんだからというところもわかっているのです。そういうところにとんでもない暴利をむさぼつて、そういう面もある。結果から見ても、そういうことに協力するということより、関係がでる上がついてくるように私は思ふのです。もしそういうことであれば、これは大へんな社会問題で

す。しかもその工場が、場合によつては、使用者の方も一つこの辺手を抜いておいてくれというところで、請負ですから、大体何ぼかかるか、十万円かかるか、三十万円かかるか、二十万円くらいでやつておいてくれ、というよりなことでもつて、その二十万円で通ることもあるのですよ。こういうからくり、こういう仕組みというものをに對して、われわれは十二分に監視しなければならぬし、そういうことのために、私はむしろこの基準等につきましても、あるいは検査を終わった車等に対して、適時臨時検査をやるような仕組み等につきましても、あなたの方でもつと十二分に検討されて、今世間からそういう非難が出てくるのですから、私はこの問題に對処される必要が、必要じゃなからうかと、こう思ひわけでありませう。

きよりはもうこれ以上質問は行なわないうことにいたします。先ほどから言いましたように、認証工場等に対するところの監視、監督の方法、それからこういった自後の検査等につきましても、相当私は業務上の分野の問題もあろうかと思ひますので、一つ政府当局、関係行政庁におきましてよく協議されて、十分に検討していただきたい、こういうふうに思ひます。

りふりな論議も小委員会がかわされたわけでありませうが、現在の段階におきまして、各公安委員会によりまして基準がだいぶ差異があるようでありませうが、非常に面積の小さいところ、あるいはまた教科内容においていろいろ問題のあるところ、あるいはまた教習料といつたような面においても、ほとんどよい運転者をたくさん出すという、そういう考え方はできるだけ安いが望ましいわけでありませうが、現実にはそうでないようです。また名目的な教習料は安くても、その教授期間をずつと長引かせて、実質的には非常に多額の金を払わなければ免許状をもらえない、そういうふうな事情もあるようでありませう。そういうふうな点からいまして、公立や、特に国立の教習所を設けるというふうなことに踏み切つてもいい段階ではないか、そういうふうに思ひわけでありませうが、一つ政府のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

で、そういう点についても、これを促進するようにはいたしたいと思ひます。また、国立につきましては現在ございませうが、これの設立等についてもとくと検討いたしてみたいと思ひます。

で、その点についても、これを促進するようにはいたしたいと思ひます。また、国立につきましては現在ございませうが、これの設立等についてもとくと検討いたしてみたいと思ひます。

きよりはもうこれ以上質問は行なわないうことにいたします。先ほどから言いましたように、認証工場等に対するところの監視、監督の方法、それからこういった自後の検査等につきましても、相当私は業務上の分野の問題もあろうかと思ひますので、一つ政府当局、関係行政庁におきましてよく協議されて、十分に検討していただきたい、こういうふうに思ひます。

りふりな論議も小委員会がかわされたわけでありませうが、現在の段階におきまして、各公安委員会によりまして基準がだいぶ差異があるようでありませうが、非常に面積の小さいところ、あるいはまた教科内容においていろいろ問題のあるところ、あるいはまた教習料といつたような面においても、ほとんどよい運転者をたくさん出すという、そういう考え方はできるだけ安いが望ましいわけでありませうが、現実にはそうでないようです。また名目的な教習料は安くても、その教授期間をずつと長引かせて、実質的には非常に多額の金を払わなければ免許状をもらえない、そういうふうな事情もあるようでありませう。そういうふうな点からいまして、公立や、特に国立の教習所を設けるというふうなことに踏み切つてもいい段階ではないか、そういうふうに思ひわけでありませうが、一つ政府のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

で、その点についても、これを促進するようにはいたしたいと思ひます。また、国立につきましては現在ございませうが、これの設立等についてもとくと検討いたしてみたいと思ひます。

で、その点についても、これを促進するようにはいたしたいと思ひます。また、国立につきましては現在ございませうが、これの設立等についてもとくと検討いたしてみたいと思ひます。

で、その点についても、これを促進するようにはいたしたいと思ひます。また、国立につきましては現在ございませうが、これの設立等についてもとくと検討いたしてみたいと思ひます。

で、その点についても、これを促進するようにはいたしたいと思ひます。また、国立につきましては現在ございませうが、これの設立等についてもとくと検討いたしてみたいと思ひます。

きよりはもうこれ以上質問は行なわないうことにいたします。先ほどから言いましたように、認証工場等に対するところの監視、監督の方法、それからこういった自後の検査等につきましても、相当私は業務上の分野の問題もあろうかと思ひますので、一つ政府当局、関係行政庁におきましてよく協議されて、十分に検討していただきたい、こういうふうに思ひます。

りふりな論議も小委員会がかわされたわけでありませうが、現在の段階におきまして、各公安委員会によりまして基準がだいぶ差異があるようでありませうが、非常に面積の小さいところ、あるいはまた教科内容においていろいろ問題のあるところ、あるいはまた教習料といつたような面においても、ほとんどよい運転者をたくさん出すという、そういう考え方はできるだけ安いが望ましいわけでありませうが、現実にはそうでないようです。また名目的な教習料は安くても、その教授期間をずつと長引かせて、実質的には非常に多額の金を払わなければ免許状をもらえない、そういうふうな事情もあるようでありませう。そういうふうな点からいまして、公立や、特に国立の教習所を設けるというふうなことに踏み切つてもいい段階ではないか、そういうふうに思ひわけでありませうが、一つ政府のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

で、その点についても、これを促進するようにはいたしたいと思ひます。また、国立につきましては現在ございませうが、これの設立等についてもとくと検討いたしてみたいと思ひます。

で、その点についても、これを促進するようにはいたしたいと思ひます。また、国立につきましては現在ございませうが、これの設立等についてもとくと検討いたしてみたいと思ひます。

で、その点についても、これを促進するようにはいたしたいと思ひます。また、国立につきましては現在ございませうが、これの設立等についてもとくと検討いたしてみたいと思ひます。

で、その点についても、これを促進するようにはいたしたいと思ひます。また、国立につきましては現在ございませうが、これの設立等についてもとくと検討いたしてみたいと思ひます。

きよりはもうこれ以上質問は行なわないうことにいたします。先ほどから言いましたように、認証工場等に対するところの監視、監督の方法、それからこういった自後の検査等につきましても、相当私は業務上の分野の問題もあろうかと思ひますので、一つ政府当局、関係行政庁におきましてよく協議されて、十分に検討していただきたい、こういうふうに思ひます。

りふりな論議も小委員会がかわされたわけでありませうが、現在の段階におきまして、各公安委員会によりまして基準がだいぶ差異があるようでありませうが、非常に面積の小さいところ、あるいはまた教科内容においていろいろ問題のあるところ、あるいはまた教習料といつたような面においても、ほとんどよい運転者をたくさん出すという、そういう考え方はできるだけ安いが望ましいわけでありませうが、現実にはそうでないようです。また名目的な教習料は安くても、その教授期間をずつと長引かせて、実質的には非常に多額の金を払わなければ免許状をもらえない、そういうふうな事情もあるようでありませう。そういうふうな点からいまして、公立や、特に国立の教習所を設けるというふうなことに踏み切つてもいい段階ではないか、そういうふうに思ひわけでありませうが、一つ政府のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

で、その点についても、これを促進するようにはいたしたいと思ひます。また、国立につきましては現在ございませうが、これの設立等についてもとくと検討いたしてみたいと思ひます。

で、その点についても、これを促進するようにはいたしたいと思ひます。また、国立につきましては現在ございませうが、これの設立等についてもとくと検討いたしてみたいと思ひます。

で、その点についても、これを促進するようにはいたしたいと思ひます。また、国立につきましては現在ございませうが、これの設立等についてもとくと検討いたしてみたいと思ひます。

で、その点についても、これを促進するようにはいたしたいと思ひます。また、国立につきましては現在ございませうが、これの設立等についてもとくと検討いたしてみたいと思ひます。

きよりはもうこれ以上質問は行なわないうことにいたします。先ほどから言いましたように、認証工場等に対するところの監視、監督の方法、それからこういった自後の検査等につきましても、相当私は業務上の分野の問題もあろうかと思ひますので、一つ政府当局、関係行政庁におきましてよく協議されて、十分に検討していただきたい、こういうふうに思ひます。

りふりな論議も小委員会がかわされたわけでありませうが、現在の段階におきまして、各公安委員会によりまして基準がだいぶ差異があるようでありませうが、非常に面積の小さいところ、あるいはまた教科内容においていろいろ問題のあるところ、あるいはまた教習料といつたような面においても、ほとんどよい運転者をたくさん出すという、そういう考え方はできるだけ安いが望ましいわけでありませうが、現実にはそうでないようです。また名目的な教習料は安くても、その教授期間をずつと長引かせて、実質的には非常に多額の金を払わなければ免許状をもらえない、そういうふうな事情もあるようでありませう。そういうふうな点からいまして、公立や、特に国立の教習所を設けるというふうなことに踏み切つてもいい段階ではないか、そういうふうに思ひわけでありませうが、一つ政府のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

で、その点についても、これを促進するようにはいたしたいと思ひます。また、国立につきましては現在ございませうが、これの設立等についてもとくと検討いたしてみたいと思ひます。

で、その点についても、これを促進するようにはいたしたいと思ひます。また、国立につきましては現在ございませうが、これの設立等についてもとくと検討いたしてみたいと思ひます。

で、その点についても、これを促進するようにはいたしたいと思ひます。また、国立につきましては現在ございませうが、これの設立等についてもとくと検討いたしてみたいと思ひます。

で、その点についても、これを促進するようにはいたしたいと思ひます。また、国立につきましては現在ございませうが、これの設立等についてもとくと検討いたしてみたいと思ひます。

てぐずぐず態度を決しかねてゐるといふふうに関わつてありますが、大へな遺憾だと思つてゐます。現在いろいろな社会悪の問題に競輪は常にからんでゐてゐる。だから、競輪がなくなることで、特に競輪場の問題については、地方財政の問題とか、あるいはまたそれに従事してゐる従業者の身分の問題とか、そういう問題があるわけでありまして、従業者の配置転換といったようなものが、教習所に転換することによつて百パーセントできると思ひます。けれども、相当部分の解決策にもなるのじゃないか。ことに東京なんかでは、新しく教習所を作る場合に、敷地の問題について行き詰まつておるようです。ですから大阪並みに三千坪以上にしろと言ひましても、なかなかすぐにいかないといふふうな事情も私も聞くわけでありまして、敷地の問題もこれで解決がつくのではないか。だから、こういうような面からいつても、すべての競輪場がみんな教習所になるといふふうなことはならないにいたしまして、これは競輪の問題にきまつて関係のあります自治庁長官もおられますし、きょうは通産省の方からも重工業局長がおいでのようにあります。競輪の問題と教習所の問題につきまして、一つそれぞれのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○石原国務大臣 競輪の問題につきましては、当委員会でもしばしば論ぜられました。それから今お話のありましたように、競輪審議会等が設けられて、近くそのうち何らかの結論が出されることと思つております。またこの結論を待つまでもなく、いろいろの自治体でそれぞれの方向をきめて、すでに廃止したところもあるやに聞いておりますが、今の御提案は確かに一つの思ひつきであらうと思ひます。將來公営の練習場のようなのものができるときには、一つの考え方としてわれわれも御意見をそれらの自治体に披露をいたしまして、考え方を取り上げていつてみたいと思ひます。

○國友政府委員 自動車学校の点と競輪場の点につきましては、参加してあります官庁の中で、私も一番関係が少ないのでございまして、石原国務大臣の御答弁と同じように考えております。

○佐々木説明員 石原長官の御答弁と同様に考えております。

○安井委員 いずれにいたしまして、競輪の問題そのものでも、政府がまだ相変わらずぐらぐらですから、役人の立場にある人はお答えしにくいかと思ひますけれども、しかし、現在のジャンプルの場が教育の場になるといふことぐらゐすばらしい思ひつきはないと思ひます。これは自画自賛かもしれませんが、いづれにしても、現在でも賭博のテラ銭で、地方財政にそれが入つていって学校が建つてゐるわけでありまして、現在でも教育に関係があるのかもしれないけれども、一つそういうふうな転身の場を十分お考えをいただきたいと思います。

○飯塚委員長代理 本案に対し、自由民主党、日本社会党及び民主社会党共同提案にかかる修正案が提出されております。

道路交通法案に対する修正案
道路交通法案の一部を次のように修正する。

第四条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 公安委員会は、交通のひんぱんな交差点その他交通の危険を防止するために必要と認められる場所には、信号機を設置するようにつとめなければならない。

第十四条に次の一項を加える。

4 児童又は幼児が小学校又は幼稚園に通うため道路を通行している場合において、誘導、合図その他適当な措置をとることが必要と認められる場所については、警察官その他その場所に居合せた者は、これらの措置をとることににより、児童又は幼児が安全に道路を通行することができるようにつとめなければならない。

第百十一条に次の一項を加える。

3 公安委員会は、第一項の規定による調査を行つた場合において、必要があると認めるときは、その道路の管理者又は関係行政庁に対し、意見を附してその調査の結果を通知するものとする。

○飯塚委員長代理 まづ本修正案の趣旨説明を求めます。川村議員。

○川村委員 ただいま議題となつております道路交通法案に対する自由民主党、日本社会党、民主社会党の共同提案によりまづ修正案の提案理由並びにその内容の概要について、御説明申し上げます。

まづ修正案を朗讀いたします。

道路交通法案に対する修正案
道路交通法案の一部を次のように修正する。

第四条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 公安委員会は、交通のひんぱんな交差点その他交通の危険を防止するために必要と認められる場所には、信号機を設置するようにつとめなければならない。

第十四条に次の一項を加える。

4 児童又は幼児が小学校又は幼稚園に通うため道路を通行している場合において、誘導、合図その他適当な措置をとることが必要と認められる場所については、警察官その他その場所に居合せた者は、これらの措置をとることににより、児童又は幼児が安全に道路を通行することができるようにつとめなければならない。

第百十一条に次の一項を加える。

3 公安委員会は、第一項の規定による調査を行つた場合において、必要があると認めるときは、その道路の管理者又は関係行政庁に対し、意見を附してその調査の結果を通知するものとする。

以上が修正案であります。この修正案が提案に至りました経過並びにその理由については、先ほど道路交通法案審査小委員会の委員長より詳細に御説明がありましたので、私からあらためて申し上げる必要もないと思ひます。

今日、道路交通の状態は非常に複雑、あるいは混乱をきわめてきておりまして、道路交通の安全、円滑を阻害しておりますことは申し上げるまでもありません。道路交通の円滑、安全をはかつていくには、交通の環境の整備といふこと、あるいは交通安全施設の充実、これが非常に緊急な問題であるわけでありまして、今日のわが国の道路交通の現状は、まことに憂慮すべき状態であるのでありまして、ここにこの法案が提案されておるわけでありまして、いろいろ問題点は多くございしますが、ここに第一に修正になつております信号機の設置の問題につきまして、公安委員会がその信号機の設置について必要だ、こゝろに認めるときには、信号機を設置するようにしなければならぬといふいたしましたのも、道路交通法の趣旨に基づいて、道路交通法がその基本法であるという建前にかんがみまして、公安委員会の権限、責任、義務を明確にいたさんとするものであります。

その次の修正点は、だれもが承知いたしておりますように、今日の交通事故の大部分は、幼稚園の子供あるいは学童が大きな事故を受けております。いたゞけな園児や学童、身体的にも精神的にも未熟なこゝろの子供たちが数多くの交通事故の被害を受けておるというところは、まことに残念なことでありまして、これらの園児、学童を交通事故から守つてやるといふことは、われわれ社会人の責任であると考えられるのであります。そこで、ここに一項を設けて、その保護の徹底をはか

て、さらに道路交通法の精神の高揚をいたさんとするものであります。

第三番目の趣旨は、公安委員会がその道路交通に関係のあるところの諸調査を行なった場合に、ただ調査のやりっぱなしではなくて、その調査が終了したら、その結果をそれぞれの管理者あるいは関係行政庁に対して意見を付して報告し、関係の管理者あるいは行政庁は、その意見に基づいて至急に道路の整備等をはかるといふ適切な措置がとられるようにしなければならぬといふ考へのもとに、公安委員会にそれだけの権限を認めていく必要がある。こういうことで、ここに修正の項目を起したのであります。

以上が概略の趣旨でございますが、ちやうど昨日から十日間、全国に交通安全週間として、交通安全の実施をみております。ちやうどこの機会に、長い間論議されて参りましたこの道路交通法が、ここに委員会を通過して、これらがいよいよ適正な運営のもとにその目的を達することを強く念願し、あわせて趣旨の説明をいたすわけでありす。

○飯塚委員長代理 以上をもちまして修正案の趣旨説明は終わりました。

この際、本案に対し、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三派共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。本動議の説明を求めます。細柳彌三君。

○細柳委員 このたび本委員会及び小委員会の審査を通じ、本案の目的である道路における危険の防止と、交通の安全と円滑を一そう推進する意味におきまして、小委員会の結論に基づき、自由民主党並びに日本社会党、民主社

会党の共同提案により、次のような附帯決議を付したいと存じます。ただいまから附帯決議の案文を朗読いたします。

道路交通法案に対する附帯決議(案)

本法の制定に伴い政府は次の諸点についてすみやかに適切な対策を講ずべきである。

一、警察庁、運輸省、建設省、文部省、労働省、通商産業省等交通に關係のある行政機関相互間の連絡調整を徹底して、総合的な道路交通行政の実現を期するとともに、これら関連行政の調整のために内閣に強力な機関を設置すること。

一、交通道徳の確立と交通法令の普及を図るため、とくに次の方策を講じてその徹底を期すること。

1 遵法精神を奨揚するための国民運動を展開すること。とくに車道の運転者、道路の利用者等本法に關係の深い者に対しては、法の趣旨及び内容の周知徹底につとめること。

2 学校教育を通じ、学童に対して交通知識の普及を図ること。

一、道路交通の円滑、事故の防止並びに危害の予防を徹底するため、とくに次の事項について積極的な対策を講じ、その実現を期すること。

1 学童、幼児の登、下校の際における保護の徹底を期するため、所要の行政措置を講ずること。

2 都道府県単位又は地区別に交通事故防止のための組織あるいはモニター制度を採用する等、

国民の協力態勢を確立すること。

3 泥はねによる被害を防止するため、道路の補修の促進、徐行運転の励行、泥よけ器の設置等につき積極的な措置を講ずること。

一、信号機、道路標識等の設置を促進し、交通上必要と認められる箇所については、必ずこれを設置するようににつとめること。

一、安全運転の一般原則に関する基準を設定してその運用に慎重を期すること。

一、乗車定員の規制については、実情を勘案し、その運用につき慎重を期すること。

一、自動車教習所の指定基準の設定については、その規模、要員の資格要件、教習の内容等をよく考慮して適正な基準を確立し、積極的に自動車教習所の質的向上を図ること。

一、交通に関する行政処分等についての苦情処理機関の設置を検討すること。

一、飲酒運転の危険性にかんがみ、本法の運用を通じてその防止の徹底を期すること。

一、交通警察の充実に及びその運営の合理化を図るため、交通警察官の資質の向上及びその増員、ならびに交通警察に関する予算の増額等の措置を講ずること。

一、雇用者及び車両等の運行を管理する者の義務に関する規定については、この規定の趣旨を実現しうるようその運用の適正を期すること。

右決議する。

○飯塚委員長代理 これより原案及び修正案を一括して討論に付す順序であります。討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、道路交通法案に対する三派共同提案の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○飯塚委員長代理 起立総員。よつて、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いて、原案につき採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○飯塚委員長代理 起立総員。よつて、修正部分を除いては原案の通り可決いたしました。

右の結果、本案は修正議決すべきものと決しました。(拍手)

次に、本案に対し附帯決議を付すべしとの動議について採決いたします。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○飯塚委員長代理 起立総員。よつて、附帯決議を付することに決しました。

次に、お諮りいたします。すなわち、ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任を願いたいと思ひますが、これに御異議はありますか。

〔異議なし〕と云ふ者あり

○飯塚委員長代理 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

なお、午後二時から再開することとし、これにて休憩いたします。

午後零時五十六分休憩

午後二時四十一分開議

○飯塚委員長代理 午前中に引き続き会議を開きます。

警察に関する件につきまして調査を進めます。

まず三池炭鉱三川鉱事件について政府より説明を求めます。警察庁江口警備局長。

○江口政府委員 三川鉱事件というお話でございますが、三川鉱事件と称するものには從來たくさんございます。おそろく五月十二日の港務所内におきます第一組合と警察官隊との衝突の事柄であらうと思われまので、その分につきましては簡単に、得ております報告の概要を御報告申し上げます。

御承知のように五月十二日、福岡地方裁判所所屬の中村、吉次両執行吏が、仮処分執行のために補助者百二十名を連れまして三池港務所におもむきましたが、当日は旧労働側の弁護団との話し合いに終始いたしました。執行は午後五時二十分ごろまで中止をいたしました。この間、旧労働側は約三千八百名を繰り込みまして、三川鉱貯炭槽周辺に動員をいたしまして、この仮処分執行の阻止をするという態勢をとりました。執行吏が引き揚げましたので、午後六時ごろから一部分を残して三千八百名の大部分が引き揚げを開始いたしましたのであります。この解散デモの一隊約三百名が六時十六分ごろ約五十名の行動隊を先頭にいたしまして、検問所前におきまして通常勤務をいたしておりました警察官十名に対し

まして、青竹あるいは竹の筒、これは第一組合側では水筒と称しておりますが、水筒を、水を入れるために竹筒を

持つておりますが、こういうものを持つて變いかかり、警察官一名はそのためにデモの中に引きずり込まれたのでございます。また、検問所の窓ガラス等を破壊するというような暴行を働きましたので、これを救出しようといいました警察部隊に對しまして、約二千五百名の旧労働側がこれを包圍しまして、その間石を投げる、あるいはなぐりかかるといふようなことを繰り返しまして、その途中におきまして公務執行妨害罪の容疑で一名が検挙をいたしました。が、午後七時十五分ごろまでの約一時間におたりまして、港務所内港駅検問所等の周辺に至るところにおきまして警察に對する激しい攻撃が行なわれたのでございます。警察部隊はこれに對しまして、最高約千五百名の部隊を出動させて、旧労働側の最高時三千五百名に達しましたデモ隊の鎮圧に當つたのでございます。その後社会黨議員團との話し合いの結果、八時五十分ごろデモ隊は解散をいたしました。が、この間、旧労働側の暴力行為によりまして警察官百二十七名が重輕傷を負うという結果に相なつたのであります。その以外に警察車両等にも相當のひどい損害を受けております。なお、旧労働側の負傷者の程度、數等につきましては、私たちが詳しく存じませんけれども、報道機関に對する発表によりますれば、これまた四十五名の負傷者を出してあるということに相なつております。

以上が五月十二日の夕刻起こりました三池港務所内におきます衝突事件の概要でございます。

○飯塚委員長代理　質疑の通告があります。この際これを許します。阪上安太郎君。

○阪上委員　ただいま十二日の事件につきまして、警察側から御説明があつたのであります。その概要につきましては、大かた私は当たつておると思ふのであります。しかしながら、この事件は、二池炭鉱の乱闘流血事件といたしましては、大体五回目の事件のようにわれわれは思ふのであります。一回目は御承知のように三月二十八日、例の第一組合、第二組合、職員、暴力団、こゝろ入りのものが入りまじりまして、約三百人が重軽傷を負つております。それから二回目は、その翌日の二十九日でありまして、このときにも同様の乱闘事件があり、同時にピケ隊員の久保清さんが殺されておる。さらに四月十八日にやはりこゝろ入りの衝突がありまして、八十数人が重軽傷を負つておる。そうしてまた同月の二十日、宮浦鉱で警官隊が第二組合の就労を護衛したために、例の第一組合のピケ隊ともみ合いになつて百四十人負傷しておるといったようなことがありまして、次々とこゝろ入りの乱闘事件があり、私もこれは大へん憂慮をいたしておる問題でございます。ところで今回は、今申し上げましたような乱闘事件と多少性質を異にいたしております。遺憾ながら警察と第一組合との間での直接の衝突というような事態に相なつてきております。これは大へん嘆かわしい事件だとわれわれも考えておるわけであります。そこで私、きょう質問申し上げたいのは、実はそういう事件の内容をそれ自体がどうであるとかいふところかという問題ではないのか

であります。新聞等の発表によりますと、先ほどおっしゃった石が飛んだ、これは事実であります。同時に警棒がもうなり、こういふような表現をしておるわけであります。どちらが先でどちらがあとであつたかという問題もやはり究明しなければならぬと思うのでありますけれども、私はさつそく現地を調査いたしましたして、やはり一番問題となるところは、そういうことではなくして、それ以外の点にあるのじゃないかということであります。従つて、きょうは意見が相当入ると思ひますが、一つの点御了承を願ひたいと思ひます。

三池炭鉱の乱闘事件は五回目であり
ますけれども、私、最初のときから心
配しておつたのは、結局最後には警察
と直接ぶつかるような事件になるの
じゃないだらうかということをおそれ
ておりましたが、不幸にしてその通り
になってしまったわけであります。繰
り返して非常に残念に思っております。

そこで多少内容に触れてみたいと思いますが、一つは、問題点といたしまして、デモ隊が警察の方にデモをぶっつけた、こういうことになっておりますが、組合側から言わせると、直前に五、六十名の警官隊がデモ隊の途中をさそぎつて横断した。それで憤慨して押しかけたんだ、こういうことを言っております。いずれ水かけ論にならうと思いますけれども、そういうことを言っておる。それから今言われた中に、総評の弁護団と社会党の議員団との間でいろいろ話し合いをして、最後はおさめたということになっておりますが、その間に社会党の阿具根参議院

議員が警察官にこん棒でもって殴打された、こういうことを言つて告発をやつておるということなのであります。この件につきまして現地でいろいろ調査いたしました、このことにつきますしては、どうやら事実があつたと認めざるを得ないような調査の結果が出ておるのであります。これは私どもの調査であります。阿具根議員は、別

にデモ隊を指揮して警察官にぶつかったといったような事実は、これはどこからも認められません。そうしてああいふ石は飛ぶ、警棒はうなるというような段階になりましたので、中に入ってこれを阻止しようということでもって、一つまず話し合いをしようじゃないかという話を持ちかけていったのは事実でありますが、そのときに参議院議員が何だ、国会議員が何だというようなことを警察側から申しまして、そうして阿貝根参議院議員を警察隊の側の方へ引っぱり込んだ。その際にこん棒で負傷をしておる、目の上を負傷しておるのであります。それから足を負傷しておるのでありますが、これは向こうにありますとどぶの中に足を突っ込んだことによって負傷したのであるといふふうに言われておりますが、それはどうも明瞭ではないのでありますけれども、今申し上げましたような点は明らかに認める点があるのであります。これは別に国会から派遣されたところの国会議員じゃないのでありますけれども、いずれにいたしましても調査のため、あるいは事態の紛糾を何とか激化させぬがために出張して、そういう渦中に巻き込まれたというのが事実であります。この場合、警察官がそういう行動を放ち、しかも仲裁に入っ

○江口政府委員　ただいま阪上委員のお話は、阪上委員の手元において情報をとられたものと思いますが、われわれに入っております情報は申し上げますから、その結果につきましては公平な第三者によって將來明らかにするものと思ひますけれども、ただこの情報が違つております点につきましては、一、二申し上げたいと思ひます。ところが挑発したかという問題につきましては、ただいまあるいは水かけ論に私たちとしては、その点は事實は事實としてはつきりさせる方がいいという意味で、何べも現地へ照会をいたしましたわけでございますが、その結果、デモ隊を挑発するような形で警察部隊が横切つたという事実はないということに相なつております。これは現地について御承知でございますけれども、デモ隊もそこまでいくつもりがあつたかどうかそれは存じませんが、日常の行事として、大牟田署に對しましてはおはようデモというのが午前中にございます。それからホッパーその他にビケを張つております者がそこを解散して帰ります際には、ある程度人間が固まつて帰りまするが、これはこんばんはデモとかあるいはさようなデモとか、名前はやさしいの

ですが、とにかくデモをやつて帰るといふことにいつも相なつておつたわけでありました。ところが、その日はその程度が、これは計画的であつたかどうかといふのは今後の捜査に待たなければわかりませんけれども、とにかくその勢いが強くて、たつた十人のうちの半分が外に立つて警戒をしているといふところに、五十人余りの者が突つかかつてきて、そうしてそのうちの一人をデモの中に巻き込み、それからガラス戸は、投石あるいは竹でございするとか、そういうものでやられる。とにかく一番初めのきつかけといふものは、これは明らかにデモ隊側が警察に對して攻撃をかけてきたといふ形になつておることは、われわれ何べん調べましてもそういうことに相なつておるわけでございます。

それから先ほど総評の弁護団及び国会議員の方々の話し合いといふことを私申し上げたようにとられておりますけれども、これは仮処分の執行をするかしないかといふところには、総評の弁護団が執行吏に對して話し合いに入つた。それからあとで事態を終結させる場においては、国会議員の方々が入つておられた。こういう事実でございます。

それから阿具根議員の負傷につきましては、これは告訴も出ておりますので、この点もとも両方の言い分が違ふわけでございますから、いずれ將來はつきりすると思ひますが、私の方の得ております情報、また私たちがそうであるかと確信をいたしております事実につきまして申し上げますと、阿具根議員と、そのときの指揮者とおつしやるのは機動隊長の永末警視

だと思ひますが、その間には話し合いが持たれるところまでいつておりません。すでに警備実施の實行に當たる直前でありましたので、あるいは阿具根議員はそういう呼びかけ方をされたかもしれないけれども、指揮官の方ではそれを認めて、何か二人で話し合つて事態を收拾しようといふような状態ではなく、やはり一刻も早くあとの部隊を行動に移さして、中に閉じ込められてゐる者を一刻も早く解放しようといふ立場にあつたやうであります。それから前額部の、額の傷につきましては、これは阿具根議員自身も、デモ隊の先頭に立つておいでになつたことではないことはわれわれも知つております。だから、こちらの側とデモ隊と接触する際に、こちらの側の攻撃といひますか、抵抗といひますか、警棒等で前額部に傷ができたといふのはなしに、初めて警察官が阿具根議員を見ましたときには、すでにデモ隊側から石が飛んでおりました。一時はその石をよけようといふ形をされたやうであります。ところが、あとではやはり中に割つて入つていふか、まん中の方に立たれて、投石をとめるという形をされたのであります。そのときにこちらの方で石は投げつておりましたので、そのときに石が前額部に当たつたか、からだに当たつたかといふところまでは現認しておりませんが、五、六個阿具根議員に第一組合のデモ隊側から投げたものが当たつたやうである。こういうふうに見認しておる警察官が、現在のところこちらの方に十一名おります。それから足をけがされたのも、これは想像でありますけれども、そのときに傷がで

きたかどうかといふことはもちろんわかりませんが、これは警察とデモ隊とのみ合いになつたときに、ちやうど中にはさまつておられたのでありますから、そのときにもみ合いの中でみぞに足をとられてころばれた。おそろくそのときに足をけがされたといふことは、あるいははかに証人がおつて、それはどちらの方が正しいといふやうなことは、あるいは將來あるやうかと思ひますけれども、現在私たちが得ておる情報、それから私たちがしては、それでよろうと思はれる事實は、ただいま申し上げた通りでございます。

○阪上委員 この問題をやつておりますと、水かけ論になります。そこで私、この際何つておきたいと思ひますのは、あゝいふ程度が高いとか低いとかいふ問題じゃないのです。ああいった場合に、警察官が防衛の立場をとつておられたとか、攻撃の立場をとつておられたとか、これは非常に問題点があるやうなものであります。あゝいふ程度のやり方による行動といふものは、警察官職務執行法によつて行動されておると思ひますけれども、こん棒を振りかざし、襲いかかるといふやうな行為は、永末隊長が命令をして増員をしておりますから、そのときになぜかからぬのか、やれといふこと

で、待機していた者を動かして投入しておるやうに私は見てきたのであります。その場合の警察官のやる防衛といふか、攻撃といふか、その範囲といふものはあゝいふ行き方ではないのです。非常に質問がいまいかもしれませんが、率直に言つて、あゝいふ実力行使といふものは法的に許されたところの範囲内の行動であつたかどうかといふことについて何つておきたいと思ひます。

○江口政府委員 あゝいふ事態において、先ほど申し上げたやうに、われわれの方も十人の検問員が取り囲まれて暴行を受けた、現実にその七名は負傷をいたしておりました。それを救出しようとして行つた部隊が、さらに大きな部隊で取り囲まれたといふことになりました。中の事情がよくわかりませんので、あとから次々に救出に行くといふことは当然だと思ひます。その救出に行く場合におきましてのやり方は、これは相手の出方にもよることでありましようが、こん棒を持つて襲いかかるというやうなことは私はやつてはいないと思ひます。多少実力行使といふものを強い力でやらなければ、大ぜいの人数をかき分けて無勢の人間で救出に行くわけでございますから、抽象的に言へば、私はあの通りであつてしかるべきだと思ひますけれども、その個々具体の行動について行き過ぎがあつたか否かといふやうなことは、また別問題だと思ひます。

○阪上委員 実はこの前の全学連のデモのときに、この前ですわり込みをやつておりました、警察隊が特車といひますか、何かあゝいふもので防御線を張つておる。ところが、全学連の連

中はそれをよじ登つて、しかも警察隊の中に飛び込んできておるといふ実情を私は見ておつたのです。それからそのほかに、こちらの路上の方ですわり込みをやつておつた女の子が、おつたのであります。これはなかなか警察の退去には応じないので、いわゆるゴボウ抜きをやつておる姿を見ておつたのであります。飛び込んできた者もすいぶん乱暴なものだと私は思ひます。ですから、これに對して相当手荒な行動が警察官の中で出ておつた。それからあの女の子につきまして、あとで私は知つたのでありますけれども、病院へ行つてゐる女の子の髪が一つかみ抜かれておるのです。これはわれわれは非常に悲惨な状態だと思つたのであります。そういうことが東京で行なわれておる。この間の場面におきましても、襲いかかったといふことではありますけれども、これはなかなか認定がむずかしいし、判定もむずかしいと思ひます。一体あゝいふ場面には、相手も竹の棒を持つておるといふやうな状態でありましようが、警察隊の方では警棒を振りかざして、そうして襲いかかつて殴打を加えて排除しなければならぬに手がない、あるいはまたすわり込みに対しては、女の子の髪の毛の一本かみも抜かなければならぬといふやうな状態でありましようが、あゝいふ行爲といふものはやはり是認されてしかるべきなんでしょうか。先ほど言われたやうに、是認すべきものと思はれるか。そのときどきのケースによる、こゝろいふことなんでありましようけれども、どうなんでしょう。

○江口政府委員 最後におつしやつたやうに、そのときどきのケースによる

のでございまして、今度の三池の場合なんか、初め暴行を受けた十人が中でどうなっているか、あるいはそれを救いに行つた部隊が取り囲まれている中で、はつておいたら平穩に話がつくものかどうかというのを外からわかれれば、それはまた別の打つ手もあるかと思ひますが、とにかく次にデモ隊がふえまして、中にはさまれておる警察官がどんな目にあつてゐるかわからぬという時期においては、やはり実力行使してそれを救い出しに行くのが私は当然のことだと考へるわけでありま

す。ただ、その際に私の聞いておりますのは、警棒を振り上げてなぐりかかつていったというのじゃないに、やはり横隊形で分けて入つたというので、警棒を横にかまえて押して行つた。こういうふうな了解をいたしておるのであります。

それから、この間の全学連のデモのときのお話だと思ひますけれども、女子学生の髪を毛云々の話は、これがどういふ場合にどういふ行動によつて髪の毛が抜けたかということについては、この前も文教委員会御質問があら

りましたので、調べ得る限りにおいては調べたんですが、目下のところ、それはたれそれがかまえて髪の毛を引つぱつたから抜けたんだというよう

な場所の場のケースで非常につらい立場になるというよりはあり得ると思ふのです。それは私もよく了解します。しかしながら、かといつて、相手に致命的な損傷を与えたり、重傷を与えたりするような格好が生じてくるその原因が、すべて相手方にあるというふう

に解釈することは、少し解釈が苦しいじゃないか。従つて、警察官はそういうことのためにいかなる実力行使をしてもいいのだ、こういうふうな考へておる向きがあるじゃないかというふう

に私は考へるのですが、この点どうなんでしょう。やはりいかなる実力行使をやつてもいいというふうな法を解釈されておるといふことですか。

○柏村政府委員 ただいまお話しのように、警察の活動が冷靜であり、慎重でなければならぬことは申すまでもございせん。ただ、先ほど来局長が申しておりますように、そう申しながら、事態によつて行動の強さといふものはやはり段階があるのではないのか。いかなる場合においても、ある一つの目的を達するためにどんなことをしてもいいというふうなことは、私どもも毛頭考へておりませんが、そのとき

の隊長の考へを私そのままに聞いておるわけではございせんけれども、とにかく検問所に十人ほどの警察官が普通に勤務してゐるところにデモ隊が襲いかかつて、竹棒でこれをつつと巻

き込むというふうなことをやつて、これがあとで聞けば、ようやくそこから離脱して多少の負傷で済んだわけでございますけれども、そういう少数の人数のところ

を整えておつて、執行吏その他の要請に應じて必要な場合に出ていくというようにすることであれば、私はああいう状態はもう少し緩和できるのじゃないかと思ひます。町を歩いてみておりましたも、私もいくさ何回も参加してきた男でありますけれども、全く占領地における何か警備の状態のような感じがしまして、あまりにも形式的に流れ、あまりにも事大的な物の考え方でやっているのじゃないかという印象を非常に強くするのであります。それはいろいろむずかしい問題点があるかもしれませんが、もういいかげん適当な時期に警察隊を一本収縮して、そうしてああいった緊張感というものもを解かれたらどうか。これは非常に長くなりますけれども、ああいう状態が、非常事態でないにかかわらず継続して長い期間行なわれるということになれば、私はただ単に何も第一組合のために警察官をあそこに出勤しておるのじゃないかと思ふ。そういうことになりますと、住民全体に何か不安感を与へ、そうして住民の権利や義務というものを、あるいは自由な行動というものの対して、何らかの暗黙の圧迫を与へているのじゃないか。極端な言い方をすれば、憲法違反じゃないかというような感じも非常に強いのであります。この点について長官はどういうふうにお考えになっておられますか。

○柏村政府委員 大牟田に多数の警察官を配置いたしておることにつきまして、ただいま版上委員からお話のごさいます。私どももいたしまして、できるだけ警察官の動員というものは最小限度にいたし、警察官も平常の勤務に服する、各県から相当数の動員をい

たしておるわけでございます。その動員された地域における治安の確保という点については、相当に勤務過重の状況にだんだん相なつておるわけでございますので、警察といたしまして、でき得ればそういうことを望んでおるわけでございます。しかしながら、遺憾ながら大牟田の現状は、住宅街を初めといたしまして、いまだに治安は確保されていまいとわれわれは見ておるわけでございます。もしあそこで警察が相当の縮小ということになりますれば、またどんな不時の事態が起こらないとも限らないというふうにわれわれは考へておるわけでありまして、私どもも、一日も早く平静を取り戻して早く動員を解く、少なくとも相当の動員を減らすというようにことも常々考へておるわけでございますが、遺憾ながらそういう事態に今のところは相なつていないというふうに考へるわけでございます。もとより警察にいたしましては冷静慎重に事をし、市民なりあるいは組合員なりの刺激にならないように努めるといふことはもちろんであります。ただいまお言葉がありましたので私の気持ちを申し上げますと、それはああいう事態において、素朴なる組合員の中に、あるいは自然発生的に警察に対する反感が出ないとは私は申しません。申しませんが、私非常に遺憾に思ひます。たとえば総評の弁護団の方などが、こちらの私のところにいる要望とか抗議とかに來られます。社会党の議員さん方もおいでになります。そういう場合に常におっしゃることは、第一組合側は自分の方から不法行為の手出しをするようなことは絶対にないし、させないのだ、逮捕に

も協力するんだ——事実協力していただいた場合もあるわけでございますけれども、そういうふうにおっしゃるわけでありまして、われわれもできるだけそれを信じていようと思ひますが、現場に参りますと、事態は必ずしもおっしゃる通りにはいっていない。また、全部が全部と申しません。そのうちのごく一部の方ではあつたけれども、現地に参りますれば、あるいは激励の趣旨からでありまして、死守するんだとか、その手段は選ばないというふうなところまで指導監督をされるというふうなことが、また警察が会社の犬であるとか、あるいは税金どろぼりであるとかいうようなことが、しよつちゅう口になされ、また揭示されるというふうな状況が、そのままそういう指導者の多数入つておられるところにおいて見過ごされておるといふことは、私は素朴な労働者自体の自然発生的な感情の発露もないとは申しませんけれども、そういう指導というものが相当にあつて警察に対する反感というものを巻き起こし、またこれによつて自分たちが警察に対抗してやることは正しいのだというふうな観念を植え付けることになつておるはしないかというふうにお考えですか、私は、警察自体としても、できるだけ冷静に慎重に事に当たるべきであり、もちろん基本線として争議に介入しないという厳正公平な立場をとるようには指導をいたしておられますけれども、警察の反省すべき点もないとは私はもちろん申しませんが、願わくばそういう労働運動の指導者をもつて任ずる人たちの反省をこの際私は促したいという気がいたします。少し答

弁からはすれたかもしれませんが、あしたの事態が起ころうとしたあとにおいて、私はつくづくそういうふうにお考えのわけでございます。

それからさっきの新聞発表の点は、私が積極的に発表したのではなくて、新聞記者諸君から、ああいうことがあつたので非常事態、緊急事態と申しますか、その宣言でもするつもりなのかというふうな質問に対して、そんなことは今考へていないということを申したのが記事になつた次第であります。

○阪上委員 私は、あなたが今答へられた点につきまして、全然それが当たっていないとは思ひません。ただもう少しこの問題について、お互いに冷静に考へる必要があるんじゃないかという考へ方に持つていきたいというので、実は先ほどから質問しておるのですが、たとえば今の警察隊が会社の建物に入つておるわけなんです。保育所にたしか四カ所ぐらい入つておると思ひます。体育館にも入つておる。それから会社の事務所のようなところにも入つておる。あの問題が起つた十二日のときにも、会社の施設の中に入つておる。これはいろいろ問題があるかと思ひます。実際ああいった状態下において、いつまでも天幕露営ばかりもやつておられないこともありません。よくわかるのでありますけれども、ああいった、ことに保育所あたりを利用しておるといふようなこと、それがあつた一方においてデモゴーグされるような理由を与へておる向きもあるのじゃないか。ああいうところ、こういう事態のもとに宿泊す

ることが適切だと長官はお考へになっておられますか。

○柏村政府委員 先ほど申しましたように、非常に多数の動員をいたしております。大部分はもちろん会社の施設外に宿泊しておるわけでございますが、その一部が会社の施設を借用しておることも事実でございます。これは緊急的な場合の警備の用意のために必要である場合もございますし、事実適当な宿舎個所がないという原因によるものもございます。私は、この前から社会労働委員会におきましてもお答へいたしておるのであります。会社の施設を正規に借用して、そこに宿泊すること自体が中立性を害するものであるというふうには考へておられません。しかしながら、そういうことが攻撃の材料になったり、あるいはふとして誤解を生ずるというおそれが全然ないとは言えないわけでございます。でも、もしかわるべき適当な施設があれば、そちらに移ることが望ましいというふうには私は考へております。

それから保育所については、これも社会労働委員会において相当痛烈に御質問があつたわけでございますが、そのとき何つたのでは、警察があれを借りておるために保育所が閉鎖されて、子供が行けないでおる。非常に悲惨だという御意見があつたのであります。それで私は、特に保育所等についてはできるだけ早く適当な場所に移るようには、これは現地的に解決しなければならぬ問題でありますから、私の方でいついふまで引き揚げろという命令を下すべき筋のものではありませんが、できるだけ適当な施設に移動する方がよいという指導をいたしておるわ

けであります。後に聞きますと、ああいう争議状態の中において、保育所というものが閉鎖されておった。閉鎖されておった保育所が、そのままだがらあきになっておるので、これを借用して宿営しておるといことが事実のようでございます。しかし、何にいたしまして、われわれとしては先ほど来申しました原則に従って、警備上必要な場合は、もちろんその会社の施設であらうと、当然借りるべき場合もある。あるけれども、原則的には、なるべく誤解のないような方法をとるべきであるといことは現地にも申し出ておりますし、現地の本部長等もそういうつもりで努力はいたしておるものと考えております。

○阪上委員 保育所の問題につきましては、私も現地に見て参りましたが、確かに教室は、四山鉱の場合なんか四つあるのですが、全部やはり宿泊しております。そして現在の状態では、もちろんあなたが今おっしゃったように保育所を開設できないような状態にはない。これは一面警察のおかげかもしれない。これは一面警察のおかげで、当然もう開設しなければならぬ状態に僕はあると思うのです。ですから、今おっしゃったように、ああいうところは無理があつても、やはりできるだけ早く撤退された方がいいのではないかと感じます。今のあなたの御答弁もそういう方向でありますので、私はそれで満足します。

いま一つ、私非常に不思議に感じたのは、第二人工島というのがあります。縦坑になっております。ここは鉄条網で中へ入ることが遮断されておりました、立ち入り禁止の執行が行なわれて

おるわけなのです。その中側に警察官諸君が入つておる。ちやうど天気の良い日でありましたが、私もそのそばへ行つてお互いに二人で話し合ひをいたしました。どうも立ち入り禁止で第三者が立ち入りできないのです。そこへ警察官が入つておるが、あなたはだれの指示によつて、だれの委託によつてそこへ入つておるのかと言つた、よくわからぬ。警察官自身がとにかく理由がわからぬので煩悶しているといふような状態なのです。私はよくわからぬから上司に聞いて下さい、こういうことでありましたが、い、あそここの隊長はこれ自身がわからぬのです。私は、会社の請願調査かと言つたら、いやそうじゃないといふのです。ああいうところに何か気の毒な——これは警察官としても気の毒です。ああいう行動をやつておつたら迷います。私も、法的にどうだといふことは専門家でないからよくわかりませんけれども、ああいうことはもう少し注意された方がいいんじゃないか。警察官自身もああいうときに困つてゐるのです。私自身も問うてみたところ、ただこれを警備しろと言われたから警備しているといふ。一体何を警備しているのかと聞くと、入つてこないように。だつてこれは立ち入り禁止じゃないか、警察官といへども立ち入り禁止のところに入るのをおかしいじゃないか、だれに頼まれた、会社を呼びなさいと言つた。ところが会社側としては頼んだとも頼まないとも言わな

性質のものじゃない。ああいうところが案外誤解を与えて、警察は会社側に立っているなどといふことを言われる原因を作つてゐるのじゃないか。これはあなたの方でしつかりした見解があればよいのですが、なければ調べていただきたいと思います。あれはどうも不自然だといふ感じがわれわれいたします。それから一つこの際伺つておきたいのは警備法第五条です。ビケ隊というのは、ビケ権を持つておつてビケを張つておるのですが、今問題になっておるのは例のホッパーのビケの問題なのです。そしてビケ隊を排除するところの執行命令といふのは出てないわけ。立ち入り禁止は出ておる。そこへビケ隊が何千人か集まつておる。ところが最近に立ち入り禁止のところへいを建てるといふことで、ここ二、三日えらく問題になるのじゃないかと思ふのです。あるいはまた流血の惨が起るのじゃないかといふようにわれわれ心配しながら歸つてきたのですが、執行吏が、執行命令を執行するために警察官に協力するといふことは、私はあり得ると思ふのです。その場合に、明白かつ現在の危険というものが発生しない段階において、ビケ隊がただビケを張つてゐるという場合に、執行吏に協力するために警察官はあつて、ビケ隊のビケ・ラインを突破することができぬか。これは今後非常に大きな問題になると私は思ふのですが、あなたの方の見解をちよつと伺つてみたいと思ふ。ビケ権は持つてゐるわけですが、ただしビケを張つておる。しかし立ち入り禁止のまんな前におる。そしてそこへいを作らうとするのですが、ビケ隊が取り巻いておる。中から来る場合は私は問題じゃないと思ふけれども、中からなかなか来られない状態です

すから、正面から来る。そこへいを建てようといふ行為が今まさに行なわれようとしておる。その場合、警察に協力を求めてくる。その場合に警察は、このビケを張つてゐるというだけのビケ隊を突破することができぬかどうか、この点について伺いたい。

○柏村政府委員 ビケといふものが、もちろん団結権の誇示あるいは平和的説得の範囲内において合法視されることは、これは当然でございます。その場合に、執行吏がその執行のためにビケ隊を突破して入つていこうとする。その場合、抵抗がある場合におきましては警察の援助を受けることができ。民事訴訟法の五百三十六条の二項におきまして、「抵抗ヲ受クル場合ニ於テハ執行吏ハ威力ヲ用ニシ警察上ノ援助ヲ求ムルコトヲ得」といふことで、この五百三十六条の二項による援助を求められたときには、抵抗を排除して執行吏の公務を援助するといふことが可能であらうと思ふ。

○阪上委員 その場合に、警察は、警備法五条との関係はどうなりますか。

○柏村政府委員 警備法五条によりますれば、要求のあるなしにかかわらず、犯罪が行なわれようとして、そのままだであるならば、生命、身体、財産に危害が及ぶと考えるときには、これを制止することができるといふことで、この民法訴訟によることなくして、警察としては行動をすることができるといふことになると思ふ。

○阪上委員 ここに、こういう立ち入り禁止の場所があるのです。それを現実の問題としてこういうふうなビケ隊が現在取り巻いておる。そして、そこへいを建てようといふのです。これは執行命令が出ておるわけ。この場合に、このビケは、ビケ権に基づいてビケを張つておるわけ。ビケに対しては平和的に説得しなければならぬという解釈が出ておるわけ。この場合に、執行吏がそこへいを建てる場合に、こういう状態のものでどうしてもいを建てられぬといふことになる。中からなら建てられますが、外からは建てられぬ。この場合に、警察に協力を求めてくる場合に、あなた方はこれを排除する——明らかに生命、財産等に危害があるといふことが判定される場合には警備法五条によつて動けるだろが、ただつとビケを張つておる場合に——何でこんなことを言ふかといふと、当面起る問題はこれじゃないかといふこと。それから非常に心配しておるのです。この場合に、執行吏に協力するといふことになれば、とにかくここにいを建てるために、静かに——静かですが、なかなか強力にがんばつておるものを、警察官によつて排除することができぬかどうかといふ問題です。

〔飯塚委員長代理退席、綴織委員長代理着席〕
○柏村政府委員 平和的な説得というのは、これは争議に関連しての問題でございます。執行吏が、その執行をするために抵抗をやめてくれといつて入つていくときに、抵抗をし、それは直ちに執行吏が援助を求めるかどうかは別といたしまして、援助を求める場合に、執行をさせる義務が警察にあると存じます。
○阪上委員 その場合に、抵抗したら、公務執行妨害になるのですか。

○柏村政府委員 当然公務執行妨害罪が成立すると思ひます。

○阪上委員 その場合に、執行吏じやなくて、会社側が——これは会社側が建てるとは言えない、執行吏が建てるということになるのかもしれないが、この点の解釈は私も不十分ですけれども、土建会社に頼んで人夫が建てるということになる。その場合には、やはり公務執行妨害になるのですか。

○柏村政府委員 人夫が建てる場合は、これは会社の普通の仕事でございまして、公務とは申せないと思ひます。

○阪上委員 よくわかりました。そこで、この際一つ長官にお願いしたいと思ひますが、こういう事態が発生する可能性が非常に強い。警察は、やはり正當な警察官の行為として行動し、執行吏に協力されるということが望ましいと思ひます。しかし、とつさの場合でありますので、大へんな問題にならうと思ひます。十二分によく指導していただいて、乱闘にならぬような配慮をしてもらいたい。こういうことをこの際希望しておきたいと思ひます。

それから先ほど阿具根さんのお話をしたのですが、ここに写真があるのであります。これを一つごらんになっていただきたい。——警察の方へ引っぱり込んでおる。その写真を見ると、現場の説明とも合致しておるのですが、警察側から言わせれば、組合員がそこでも阻止している。それからこういうことも聞いておるのです。正直言つて、危険な状態だからこちらへ引っぱり込んで守ろうとしたんだということも、ほんとうの話、現場で聞いた。いろいろ

な事情があるけれども、見ると、どうもこのやうなやうな格好で引っぱり込んでおるやうな印象を与えらるやうな写真になっておる。すでにこれは告訴されておる問題でありますので、正當な結論が出てくると思ひますが、その点はそのくらいにいたしておきます。

最後に一つ、長官わざわざ御出席いだいておるのでありますけれども、先ほどからいろいろ論議いたしておりますが、今申し上げましたやうなビケ権と警察官職務執行法の第五条の關係というものは、非常に微妙な問題であります。今のやうな状態でございます。と、そういったことから、微妙な原因から、ややもすれば警察とビケ隊との間の衝突が起こる可能性が非常に強い。これからのケースはほとんどそれに終始するのではないかと、いろいろいまでわれわれは考えておりますので、そういう点については十二分について御注意願ひたいと思ひます。

いま一つ、先ほど長官からもお話がありました。最初の段階、歴史的な経過から見て、警察が万全を期して治安維持のためにあれだけの大きな装備をしておられる、配置をしておられるということもわからぬことはいけません。それをいつまでも情性でやつておられますと、あなた方は意識してないけれども、最後には何か争議に介入し、知らず知らずのうちに、第一組合の方では敵対意識を持つておられます。何か会社側に立つて争議に介入するやうなことになるかもしれないとも思ひ、同時にそういう印象を与えるおそれもあるし、できるだけ早く状況を判断されまして、無用な誇大な配置、装備というやうなものについて、一つこの際考慮していただきたいと思ひます。こういふ点について委員長はどういうふうにお考えになりますでしょうか、伺つておきたいと思ひます。

○石原國務大臣 私も、あれだけの多數の警察官が長くおるといふことは、好んでおらしておるわけではもちろんないのであります。しかし、先般私も現地を視察しました。また、いろいろ報告によりまして、第一まだあの広大な炭住街、住宅街においても、多數の者が疎開をしておられて、帰れない。一時はまた再疎開をしなければならぬというやうな状態でありまして、全く治安が保たれていないという一番大きな証拠であります。住宅街の治安を確保する上においては、私は、住宅街に注がれておる警備力は、まだむしろふやさなければならぬのじゃないかというくらいに感じたわけであり

ます。それからいわれる構内、鉱業所の問題につきましても、一方では会社は仕事をしたい、第二組合も就労したい、こういうことで、これについては仮処分も出ておるわけでありまして、またホッパ周辺についても、最近相次いで仮処分が出ております。その法に基づいていろいろの事態を進めたいという動きがあるわけでありまして、それをビケ権と称していろいろこれを阻害しておる。こういう事態であれば、要請があれば、法に基づいた正當な行動を援護していかねばならぬ。こういうことにはなりませんので、好ましいことではありませぬけれども、ただいまの事態では、まだ警備力をゆるめると

か、これを半減するとか、こういうことは考えられない事態ではないか、かように私は考えます。

○阪上委員 炭住街に起こつておる人権問題の問題、これにつきまして、ある程度はなすべきでないこともない。しかしながら、あれだけのものを常駐して、さらにこれを増員しなければならぬやうな状態にあるとは私は思ひません。それからもう一つは、鉱業所におけるところの問題について、そういった執行が何らか次々に出てくる可能性があり、ビケ排除の執行も出てくる可能性があると、想定のもとに、現在あそこで配備しておることになれば、私はこれは大へんな問題ではないかと思ひます。それは、そういう命令と要請があつたときに行動すればよいのであつて、そのために向かうに常時べつたりあれだけのものを配置しておかなければならぬということであるならば、これは警察のあり方としては、むしろそういうことによつて正當なビケに対処するところの不斷の圧力を加えておることになりやしないかと私は思ひますが、これはどうでしょう

か。

○柏村政府委員 決していつごろかわからないビケ排除を予定して大部隊を置いておくという考え方はございせん。全体の治安の情勢からいいます。要所々々に適當に配置をしておる。それがあつて人から見れば足りないという方もあるし、ある人から見れば多過ぎるということになるわけでありまして、警察としては、現在大牟田地区並びに荒尾地区における治安情勢を見て、どうしてもあの程度のものは必要。しかし平靜を取り戻すことにより

まして、できるだけ早い機会にこうした動員もできるだけ減少するやうに、また、し得る事態がくるやうに、われわれも意圖をいたしておる次第でございます。

○阪上委員 私が重ねてお伺ひしておきたいのは、今長官のお話によると、現地を見てこられたということでありまして、炭住街の問題は別といたしまして、鉱業所付近のあの警備状態は、私は、各般の情勢から見ても、あの程度のことやならぬと思ひます。それこそ執行吏の要請等に備えるということであるならば、もつとやり方があるのではないかと思ひます。何のためにあつていかにして鉱業所を取り巻いて、そして分駐所を設けて、そして警らして歩いておる。執行吏が行動を起こす場合に、突如として行動を起こすなどということは私はないと思ひます。もし警察に要請を求めるならば、必ず連絡もあろうかと思ひます。あつていかにやつておるから、さつき言つたやうなデモをひつかけるというやうなつまらぬことが起こつてくるのではないかと思ひます。

そういう感情が流れておるから、そういう感情の支配しておるところのものを緩和する意味においても、私は、できるだけ早く撤退して——撤退するからといって、それに対して何ら無防備であつていいとは思ひません。それはそれだけの機動力を持つておる警察隊でなければならぬと思ひ、でありまして、それを常時べつたりあつていかにやつておられます、明らかに何らかの執行命令が出たときに直ちに第一組合は行動するであらうから、これはあくまでも排除していくのだという

ですが、今調査さんたちはほとんど三池に行つてしまつてがらみきだ、こういうことなんです。長官は、そういう犯罪なんかは三池にはあまり関係ないようにおつしやつたのですが、選挙にも出るような良識のある者が平気で法を犯すというところは実に残念ですけれども、運動員ともなれば、そういうことを平気でやるということは、ちょうど三池に動員されて警察力が不足しておるといふことにつけ込んで違反をやっている、こう言わざるを得ないでしょう。買収、供応を取り締らうとしても、取り締まる手が足りない。そういうことを委員長はどうお考えですか。

○石原国務大臣 ただいまもお答え申し上げましたように、多数の警察力を一地方に動員してさいているというところは、好ましいことと私も考えておりません。直接関連ある地帯では三分の一くらいの警察力をさいておりました。それ以外の土地でも四分の一あるいは五分の一の応援隊をさいているということでありまして、好ましいこととではありませんが、しかしそうかといひまして、大牟田なり大牟田周辺地区のあの緊迫しておる地帯の治安ということも確保しなければならぬのであります。先ほど八代事件のことで申し上げたのは、これが直ちに直接の因果関係とも言えないのじやなかつたか。それは川村委員が今言われましたように、三池の事件がなければあるいはなかつたかもしれません。しかし、なくても、あるいはあつたかもしれない事件だと思ひます。

選挙違反の取り締まり等について、御指摘のように、あるいは若干ルーズになつておる点があるかもしれ

ませんが、これもやはり好ましいことではありませんが、あの大牟田の緊迫した事態の治安確保といふことのためのやむない結果である。かように考えておるので、これはお互いに政治としてもっと大きな立場から考えて、こういう事態が一瞬早く終息して正常な治安態勢に戻ることをわれわれも極力望んでおるところであります。そういう方向にもちろん努力をしなければならぬと思ひますが、ただいまの過程では残念ながらやむを得ない事態だ、かように思ふ次第であります。

○川村委員 そこでさつき阪上委員がいろいろ意見を付して質疑を申し上げ、要望しておるようでありますけれども、現在大牟田に集結されておる警察官の勢力は四千名から四千五百名だと聞いている。今私が申し上げておるような勤務地についての治安状況というものは、私が知っている範囲は狭くても、もつともつと調べればたくさんあると思ひますけれども、三池々々といひて、あまりにも三池の方に頭を向けて過ぎている。あなたは今緊迫している状態は非常に大事だと言つておるが、そこに頭が向き過ぎて、九州各県の警官の勤務地の治安状況というものが乱れるといふことについてでも考へてもらふ必要がある。私はそう思う。そうなりますと、今の四千から五千動員されておる警官を、なるだけ勢力をさいて歸すといふことが必要ではないかと思ふ。大牟田の勢力にいたしましても、いろいろ炭住の治安の問題もありまして、構内の問題にいたしましても、警官の人たちが駐屯して、時間を置いて一個小隊と申しましようか、二個小隊と申しましよう

か、常にホッパーの付近とかそこらをずつと警らしておる。これは阪上委員も指摘いたしましたように、どうもやはりあの場合にとる処置としては少し適当でない。そういうことが結局組合員を常にいら立たせる、刺激をしておる。長官もさつき言つたように、組合の方においても、警官に対して相当気に入らないようなことも言つたようだし、問題は全然ないとは思ひません。しかし、これは長官が言つたように、理由はあると思ひますが、保育所や会社の建物を使つて宿泊しておるとか、あるいは警官の状態であるとか、あるいはこの前もありましたように陽動作戦で、こちらに突入するような形を見せておいて、別の門から第二組合を入れる、こういうやり方では、やはり警官の警備に対する反感が出て参りますし、そういうのが積み重なつて実に残念な状態になつておるといふことも、やはり第三者の立場に立つて冷静に見ていかなければならぬと思ふ。それからもう一つは、警察権の問題とか警察官の人たちの教養の問題等で心配することは、こういうことが考へられる。よほど注意してもらいたいと思ふことは、これも私が熊本に歸つたとき、天草という島があります。

十分もおそかつたならば、船が出ていつてしまふから乗客も困るわけですが。そのときに乗客はみな感謝した。あのような善良な警官が、今度三池に行つてあの空気にもまれて、私が心配するのは、労働組合運動そのものを正しく認識されるかどうか、あるいはそういう状態に巻き込まれて、かえつて色上げをするといふか、非常に先鋭的な考えを持つて歸つてこられて、また一般住民に臨むといふようなことがあつたら、これは大問題だといふことを考へたわけですが。そこで今の状態では、大牟田の警備についても、それはいろいろ計画があるかもしれませんが、われわれの見るところでは、ああいふ動員数などというものは全く必要がない。こう見ておられますから、至急に一つ相当部分は現地の治安確保のために歸す。必要のあつた場合に、この警官がいわゆる警察法の目的に従つて行動するといふことをやつてもらふ必要があるのじやないか、こう考へておるのです。最後に一つ委員長の見解を伺いたい。

○石原国務大臣 先ほどすでに申し上げたと思ふのであります。今回のこういう事態につきましても、政府としても、あるいは会社としても、あるいは各労働団体としても、あげてこの事態の早期解決に力をいたさなければならぬと思ふのであります。それまでの間は、まことに遺憾でありますけれども、一応いろいろ警備態勢が事態に合ふのではないかと思ふのであります。静なる治安状態になり得るようには諸般の手を打つよう考へていかなければなら

らないと思つております。川村委員のお話はよくわかりました。阪上委員、これで終わりたいと思ひますが、一つ最後に私から要望しておきたいと思ふのは、大牟田の問題は、結局は何らかの形において解決するのです。解決せぬといふことはないので。私は、現地の警察官と組合の諸君が現場においてやりとりをやつておる姿を見ておりました。ある面においては非常になかなか場面が出ております。どうせ解決する問題でありますので、あまり不意な刺激を与えたりして、あとで非常に氣まずいものを残してしまふといふようなことがあつては、私は申しわけないと思ふのです。そういう点で先ほどから私も申し上げておりましたし、川村委員からも申し上げておりましたが、ああいふ配備のあり方については、さらに検討されて、また県下全体の警備の問題もありまして、いろいろな点からさらに検討していただいて、あ味の悪いものを残さないように極力一つ善処していただきたい、これだけ申し上げまして私終わりたいと思ひます。

○石原国務大臣 先ほどすでに申し上げたと思ふのであります。今回のこういう事態につきましても、政府としても、あるいは会社としても、あるいは各労働団体としても、あげてこの事態の早期解決に力をいたさなければならぬと思ふのであります。それまでの間は、まことに遺憾でありますけれども、一応いろいろ警備態勢が事態に合ふのではないかと思ふのであります。静なる治安状態になり得るようには諸般の手を打つよう考へていかなければなら

○門司委員 私ごく簡単に二、三の点だけ申し上げておきます。最初に聞いておきたいと思ひますことは、法律の十九条にありますが問題であります。この中で一般のものは届け出なければならぬが、船舶、航空機については届け出をしなくてもいいといふことが書いてありますが、これは私は非常に危

二二

な問題だと思ふ。神奈川県のごときは、花火工場あるいは火薬を取り扱つておる家の数、それから火薬庫の所在地などを入れますと、おそらく百以上あるでしょう。ことに駐留軍の使つておられます火薬等については、これは全く野放しです。届け出もしなければ、どこに火薬庫が幾つあるかわからな

い。池子と田奈の二つに火薬庫があるはずで、そういう状態ですから、これに對してこの際ぜひとも考えられる必要がある。これがなければ住民の不安は除けないのです。あの横須賀の事態を見て、あるいは東洋化工の問題を見て、こういう危険区域には工場を置かないという建前が一体どこでとられておるのか、それがどこで指導されて

いるのか、それに対してどういう処置をするのか。私ははっきり言へば、今日の状態では法律だけでは片づかない。工場を移転しようとするれば、相当な金もかかるし、相当の日にちもかかるし、また場所の選択もしなければならぬ。そういうものに対する政府の協力がなければ安全度が保てない。こ

ういう政府の協力を手えるようなことを考へておられるかどうかということ。被災者の立場に立つてこの法律を見てみますと、あなたの方ではこれでよろしいとお考へになつてゐるかもしれないが、ちつともそういう点が除かれておらない。学校の問題は市役

所で考へればよい、個人の住宅の問題は個人で考へればよいというわけに

いけません、なかなかそういうわけにいかない。こういう点等についてどういうふうに処置されるのか。その辺をもう少しはつきりしたものに、政府のまゝとつた結論なり答弁を私は

この際一つ要求したいのであります。この点は警察側から考へてどう考へてなるか、あるいは通産省から考へてどう考へてなるか、もしこの際御返事が願へますならば、一つしておいて

いただきたいと思います。○秋山政府委員 御質問が火薬類取締法全般、あるいはその範囲を越えての御質問でございますから、あるいはた

だいまのお答へだけでは御満足が得られないかと思ひますが、私の考へております範囲のことを申し上げます。予防的措置といつたしまして、確かに

お説のように絶対に事故を起こさないといふことはちよつと断言いたしかねる。これは非常に不幸ではございませ

うけれども、ときに事故が起こるといふことはあるという前提で安全を考へなければならぬ、これは当然のことかと思ひます。そのために現行法及び今

回の改正の法律によりまして法的に実施いたしておりますことは、保安距離といふことでございませう。お話しのように距離が非常に接近してきておるといふ場合には、その工場なりあるいは火薬庫なりで取り扱ひ得る火薬の量を減らさせていくといふこと、これが現在行ない得る唯一の問題であらうと思

ひます。接近してくる方の建物を制限するといふことは、現在の法体系の上ではなかなか困難なこととございませう。その相談もいたしましたが、場合によつては憲法の問題にまでさかのぼりかねないといふことで、その方法は

まず困難であります。結局行ない得る方法は、周辺の地区が火薬関係事業所の所有地あるいは地上権の設定等によつて建築制限が實際上可能などところ以外では、火薬の量を落とすといふこ

と以外にはないわけとございませう。実は法律を守つておればというお話でございしましたが、どうもいずれの場合も、ことに東洋化工の場合あたりは、規定以上の数倍の火薬量が置かれてお

る工場であるといふことが、被害を一つ大きくしたといふことになつてお

ります。実は保安距離は法律ではございませんで、ただいま申し上げました

ようなことである程度機動的な運用も時によつて必要でございしますので、現行法も通産省令で規定をいたしてございまして、これは今回法律を改正いたしまして以後、同時に省令上の保安距離についても再検討を加えて、最近の事態に合いますように距離を延長するといふことで、目下技術的な、また社会的な意味での検討を加えておるところでございませう。

○柏村政府委員 ただいま大休山局長からお答へがありましたやうなことを以外、現在できないかと思ひますが、現実には神奈川県におきましては、昨年のあつた不幸な事案にかんがみまして、警察当局におきましては、県当局と十分な連絡をとつていろいろの指導措置をとり、また調査をいたしたわけ

でございませう。現に今度爆発した当該の火薬庫につきましても、ただいまお話しのように、住宅が建つてきたために、保安距離が非常に違反という状態

になつておるといふことはつきりいたしましたので、これについて移転を勧告いたし、そして、あの業者におき

まして、移転すべくかえ地を見つけて、たしか申請中であつたといふやうに聞いておるわけとございまして、警察といたしましては、法律上の問題はもちろんの確にこれを運営しなければ

なりませうが、それを越えて、さらに行政指導上、ただいま秋山局長のお話のように量を減らすといふ問題以外

に、移転等も積極的にやはり考へさせていくといふやうな指導を強力に推進して参りたいと考へておるわけとございませう。

○門司委員 私は向こうの委員会に出なければならぬからもう終つてしまつたが、今の通産省のお話のような消極的な、片一方を減らしていくのだといふやうなことでは、なかなか私は問題の解決がつかぬと思ひます。そういうことをすればするほど、私は違反がふえてくると思ひます。だから、もう少し積極的に政府が乗り出して、たとえば敷地のあつせんをするとか、あるいは場合によつては何かの形で、移転が

できなければ融資をしてやるのかい

ようなことで、積極的な施策をなすべきだと思ひます。今申し上げました井土谷分校のごときは、事実上現在の保安の距離にも違反してゐることは事実なんです。学校がほとんどかかつてゐる。そして一級火薬庫があつて大体百火

薬庫がある。そうすると全部で大体百トン以上のものがここに置かれるやうになつてゐる。こういうことを考へま

すと、もう少し積極的に政府は考へをはつきりしてまいりたい。そして住民に安心をさせてまいりたい。火薬の移転については政府は積極的に乗り出すのだ、敷地のあつせんから移転に要する融資などもやるのだといふことで、

住民の意見が十分に反映するやうにしてもらいたい。良心的な営業者がよそに移りたいといつても、財政的な問題や、格好な土地がなければ移転ができないのです。考へてゐるうちに今度の

げたような警察当局との連絡について一応御意見を承っておきたいと思ひます。

○秋山政府委員 ごもつともな点でございますが、私どもも、今回の法律の中では、御意見の趣旨に沿った改正を十分加えておるつもりでございます。かつての銃砲火薬類取締法はもとまで戻っておるかどうかは疑問でございますが、これは憲法の建前の相違等からきておるということで御了解をお願いいたします。少なくとも今回改正いたしました法律では、お話し火薬類の授受について、たとえば、警察が取り締まりたいけれども法律上できないというふうな事態はまずなくて済ませ得るというふうに私は考えております。

それからもう一点は責任者でございますが、取扱い保安責任者というもののつきましても、責任範囲を明確にし、義務をはつきり課する。また、その実行の結果を確認するというようなところまでの保証をするような規定を設けてございます。これは法律が守られなければいけません。法律が守られれば、その点についても従来より格段の進歩を見たはずだと、かように思う次第でございます。

なお、警察、消防、それから今回の改正で輸送関係が運輸省に相当大きくかかることに相なるわけでございますが、その他、たゞいま門司委員も触れられたのでございますが、災害が起りました場合、局部的ではございますけれども、災害救助法の発動というふうな問題も、実はまだ政府部内、ことに厚生省あたりとも十分連絡協議をしたいと考えておりますけれども、まだ

成案を得ていない状態でございます。

それらの関係もございまして、その他の関係省も加えました、公式な審議会という形でございせんけれども、できるだけ連絡を緊密にするような組織を、私どもの方は幹事役を勤めることによつて、円滑に運用していきたいと考えております。

○龜山委員 たゞいまの御説明でよくわかりました。ことに今お述べになりました火薬爆発による被害に関する災害救助、これはぜひ一つ何とか成案を得られるか、適当な処置をとられるような援助をお願いしたい。

それから、いま一つ最後にお伺いしたいのは、いわゆる加工品の子供のおもちゃである花火のようなものの取り締まり、これに対してある程度の規定があるようですが、先般の週刊雑誌でありましたか、新聞でありましたか、これに関する心配の記事が相当出ておりました。今度は、子供のおもちゃである花火、あるいはものに對してはどの程度まで取り締まりをなさるおつもりですか。

○秋山政府委員 従来も、現行法では玩具用煙火は全部法律の適用を除外いたしております。事玩具に関する限りは全く取り締まりなしという状態でございます。実は全く不服でございます。まずけれども、先日、埼玉の岩槻で起こりましたのはクラッカーとかひきだまという、要するに従来の扱いでいうと玩具でございまして、法律の適用外である工場があれだけの事故を起こした。これは実は私どもの方が先に心配をし、それに当たる規定を入れておいた法律改正案が出ておったということ、それが妙な形になったわけでござ

います。今回はある量以上——ものによつて多少相違がございしますが、少なくとも他に危害を及ぼすようなおそれのある、ある程度以上の量を扱つておる場合には、玩具用煙火といへども全部火薬類と同様の扱いをするということで、規定の適用をしようというところで改正をいたしております。従つて、今後も適用されませんのは、たとえば蔵前の店先でごくわずかのおもちゃの花火を置いて売つておる、もつと小さいのはお祭りの露店でございますが、そういうようなもの、あるいは実際上子供が買つてきて、よく紙だまをはがして、詰めかえて、指を飛ばしたとかいう玩弄中の事故、ここまではちよつと私どもの手も及びませんし、規定もいたしております。それ以外にはほとんど全部火薬類と同様に取り締まりを受けるということにするわけでございます。

○龜山委員 今お話の子供のおもちゃの花火ですか、ある一定量以下の火薬を持つておるものは除外になつておる。これはあるいはやむを得ないかもしれませんが、それも今後十分一監視の目をつけていただいて、これをどうするということはわれわれ何もわからせんけれども、案外そういうものが大事に至るんですよ。だから、そういうものを通産当局でよく見守つてやつてもらいたい。それだけお願いいたします。

○顧問委員長代理 本日の議事はこの程度にとどめ、次会は明十八日午前十時より開会することといたしまして、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十分散会

〔参照〕
道路交通法案(内閣提出第五八号)
(参議院送付)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕